



始



地方行政資料 第十四輯

獨逸都市の社會事業

內務省地方局

326-211



地方行政資料

獨逸都市の社會事業

第十四輯

內務省地方局

大正
9. 3. 3
寄贈

ハ
夕
寄贈本

緒言

本輯はリンデマン氏の小著の翻譯にして、今回戰役中に於ける獨逸都市の救濟事業の二三を紹介したるものなり。

各章盡く苦心の跡を語らざるはなく、就中最後の食料政策の如きは最も興味あるものにして、大に參考とすべきもの尠しとせず、特に讀者の留意を求めんとする所なり。

大正九年二月

内務省地方局

第六卷 行政資料
 第一章 出征軍人家族の扶助
 第二章 自治團體の扶助
 第三章 地方自治の発展
 第四章 地方自治の発展
 第五章 地方自治の発展
 第六章 地方自治の発展

地方行政資料 第十四輯

獨逸都市の社會事業

第一章 出征軍人家族の扶助

フギー、リンデマン 原著
 (一九一七年出版)



(一) 出征軍人家族の扶助は開戦當時より地方自治團體の戦時救護事業(Kriegshilfsvereine)中の主要事項にして、戦争の経過と共に益々其重を加へたり。然れども、此事業は第一段に於ては獨逸帝國の任務なり、而して帝國法に規定せられたる扶助率は、爾後屢々増加せられたるに拘らず極めて不充分なるものにして、其結果地方自治團體に依りて與へらるゝ扶助は、本來の補充的性質を没

第一章 出征軍人家族の扶助

却するに至れり、蓋し帝國法の規定の主旨は、地方自治團體自身を以て給與團體となさず、唯帝國に依りて給與せらるゝ扶助を補助せしめんとするに在りしなり。

被扶助者(Fürsorgeberechtigte)中の一部は、地方自治團體と特別密接なる關係に立ち、自治團體は是等の者に對して、扶助を與ふべき何等の法律上の義務なき場合に於ても、之を扶助すべきことを其任務となせり、即ち其吏員、雇傭者及労働者に對しては、自治團體は企業者たるの地位に在り、但し其各個に對する程度は必ずしも同一ならず。

一八七四年五月二日及一八八〇年五月六日の帝國軍事法(Reichsmilitärsgesetz)第六十六條に依れば、帝國(Reich)各國(Staat)及自治團體(Gemeinde)の吏員は、軍事召集を受くるも其私法上の雇傭關係に於ては何等の不利益を被ることなし、若し吏員が軍人としての給與(Offiziersbesoldung)を受くる時は、其純額(戰時給與(Kriegsbesoldung)の七割)に私法上の俸給(Zivilbesoldung)を加へたるものを給す、而し

て其か妻子を有し世帯を構ふる時は、私法上の純收入及軍事手當の總額が、年額三千六百馬克を超過せざる範圍内に於て之を給するものとす、戰爭の當初に於ては、多數の都市は或は一定の年月を限り(ドレスデン等)或は斯の如き年月の制限を設けずして(デサウ、ステッテン、ストラースブルグ等)此増給を受くるの權利を拋棄せり。然れ共、時の經過と共に、此取扱の不公平なること——殊に帝國官吏との比較上——明瞭となり、且漸次増加し來れる自治團體の財政上の負擔は、益々其の程度を加へたる結果、市によりては(例へばストラースブルグ)遂に之を受くるものあるに至れり、尙是れ以上の保護に付きては、ドレスラウの如き二三の都市は、出征吏員の遺族に對しては、最短十箇年の勤務を必要とする制限を撤廢して、其年金請求權を認め、且、戰没吏員の遺族には市の公務に服役中、過失なくして罹れる災厄の結果死亡せる吏員の遺族に對すると同一の待遇を與ふることとせり。

私法上の雇傭契約に依りて使用する者所謂雇傭者に對しては、市は自主權

を有するが故に、其待遇方法は頗る差異あり、これ已に被扶助者の範圍を決定する場合にも明白に表れたり、アルトナ、アウグスブルグ其他の諸市に於ては、之を永續的に雇傭せられたる者に限り、バウツェンに於ては少くも一箇年、ベルリンに於ては少くも一箇月の服務期間を以て雇傭せられたるものに限定せり。一時的又は手傳的に雇傭せられたる者は概して除外せられ、然らざる場合に於ても扶助の程度は服務期間の長短に依りて差異を存すべきは勿論とす。家族即ち自己が扶養すべき法律上の義務ある者を有せざる未婚者は、一定の期間尙其俸給の金額を受くるを通例とす、唯極めて僅少なる都市に於て、俸給の一定の割合を繼續的に給與せり、例へばシェーンブルヒ、シャロットンブルヒに於て二割五分を給せしが如し。

既婚雇傭員の扶助方法の如何によりて、各都市を二大別することを得べし、即ち一は俸給を標準とし一定の割合の給與を爲すものにして、他は俸給額に拘らず一律の給與を爲すものなり。帝國の支給する扶助は此の給與に附加

せらる。給與の率に關しても亦大に差異あり、獨逸市會の中央會議所 (Centralstelle des Deutschen Städteages) の報告 (V. Jahrgang, Nr. 22) 中に在る統計に依れば、其の調査せる都市中、三十六は雇傭者に前給の十割を永續して支給し、他の都市に於ては種々の見地よりして諸種の制度を設けたり。例之、ケベニツクにては重要な事由の存する場合に限りて告知 (Kindigen) し得べき雇傭者に對しては十割、其他の者に對しては三割三分を支給し、ギーセンにては既に二箇年以上服務したる者には十割、他の者には七割五分を支給す。其他、コーリンゲンに於ては雇傭者か既に年金権利者なりや否やによりて區別し、又、ライプツヒヒに於けるが如く、吏員たる性質を具備する地位に當然列することを得べき者(技術官の如く)なりや否やに依りて區別するあり。特色ある規定を設けたるは、グロガウなり、同地に於ては妻が夫の地位を繼承服務する時は俸給の全額を給し、然らざる時は其の半額を給す、故に妻が夫と同一の職務に服すれば俸給の半額を支給せらるゝの結果となるものなり。

従前の俸給に定率を乗じて支給するのみにては、各人の家庭に於ける必要なる費用を充分に斟酌せざるの缺陷あるを免れず、故に多くの地方團體にては、児童數に依りて定率を加減し、又は結局同一に歸着するも、各個の児童に對して各別に一定の額を支給するものとせり、而して此定率の累進は、一定の児童數に達するに依りて停止すること通例なり、其結果特に児童多き家庭は、比較的児童少なき家庭に比して不利なる地位に在り。

俸給の全額を引續き支給せざる場合に於ては、尙其都市の公務に服したる期間の長短に應じて區別せり、柏林は雇傭者を三階級に區分し、一箇月以上二箇年未滿の者には従來の給與の三割三分、二箇年以上五箇年未滿の者には五割、五箇年以上の者には七割五分を支給す、シャールottenブルヒは二階級に分ち、十箇年を其標準とし、十箇年未滿の者には五割、十箇年以上の者には八割を支給す、即ち服務年月の増加と俱に收入亦増加すと謂ふ官吏俸給法(Beamtenbesordnungsrecht)の趣旨は、扶助額の計算に付きても亦認められたり。

都市の労働者も雇傭者に於けると同様の原則に依り待遇せらる、其扶助率は服務期間及児童の數を標準として決定す、然れ共給料の全額を支給する場合は雇傭者に比して遙に鮮し、上述せる市會の中央會議所(M.Z.D.S)の統計に依れば、唯十三市のみ全額を續給せり、而かも之を他の參戰者(Kriegsteilnehmer)に比すれば、都市労働者の地位は尙大に良好なり、固より吏員又は雇傭者と全然同一の待遇を受くる、場合は極めて僅少なる事例に屬す。労働規則(Arbeitsordnung)に依りて労働者を恒久的労働者(Ständige Arbeiter)と一時的労働者(Unterständige Arbeiter)とに別ち、都市との關係、漸次、市と吏員との關係に接近するもの鮮からず、此場合に於ては、恒久的労働者の待遇は、一時的労働者に比して常に良好なり、而かも戦争の進行するに従ひ、都市は軍事召集を受けたる労働者の補充として、補助員(Hilfskräfte)を編入するの必要を生じ、而して此補助員亦多少の期間、市に服務したる後召集せる、こと屢なるに至り、此種類の者、同様の事情は雇傭員に付きて亦生ず、の待遇に關して、所々に困難を生じたり。都

市は戦初に於ては、特別の扶助を與ふることを拒絶したるに拘らず、時の経過と俱に其非なるを知り、市の多忙時期に入り有益なる業務に服したる是等労働者を、恒久的労働者と同様に待遇するは、市の當然の義務なるを悟るに至りぬ。

戦争の繼續すると俱に、市の労働者の一部分にして、或は絶對的廢疾者となり、或は其労働能力 (Leistungsfähigkeit) の喪失又は減少に依りて、除隊せらるゝ者を生じたり、而して是等労働者の再役は戦争當初に於ては何れの市に於ても拒絶せられたるがこれ蓋し當然なり。近時に至り彼等の再編入を認むると共に、其給與を如何にすべきかの問題を生じたり、此問題の解決に付きて市の取るべき方法に二あり。

(第一方法) 此方法は一切の戦傷者 (Kriegsbeschädigte) に對し、其労働能力の如何に關せず、戦傷者が戦前に受けつゝありたる給與の全額を支給し、唯、其受くべき軍事年金 (Militärrente) は之を市に留保する方法なり。此場合に於ては勞

働者は従前の地位に復し、同一給與を受け以前と同様に進級し、服務規律 (Dienstordnung) 處定の期間経過の後には最高級の給與を受くることを得。此制度は都市が服務中傷害を受けたる消防夫の扶助に關して取りたる制度と同一の趣旨に出づるものにして、其特徴は労働能力の程度の確定てふ極めて困難なる問題を免るゝ點に在り、但、フランクフルト、アム、マイン及ドレスデンの如き、此制度を最初に採用せる都市に於ては、戦時増給及傷害増給 (Kriegszulage, Vorstümmelungszulage) を給料に加算せず。

(第二方法) 此方法に依れば、都市は軍事手當 (Militärbesoldung) の如何に關せず、労働能力を標準として給料を決定す。此方法に對しては、労働者組合——殊に工場に於て——は一般に賛意を表し、且、帝國官廳、各國官廳及之に従へる地方團體亦賛成せり。

此兩制度中何れが果して労働者に取りて、より有益なるかは遽に斷定すべからず。兎に角、第二の制度は、適々自己の爲すべき勞務に對し、戦傷の結果勞

働能力を喪失するに至らざりし幸運なる労働者に對しては、好都合なること
疑なく、且、此種の労働者は、比較的的重大なる傷害を受けたる者と同一條件にて
市務に服せず、其地位を私的労働關係に求めて之を改善することを得る點に
於て、大なる利益を有すべし。假令、此戦傷者の少部分のみが享くべき利益を
看過するも、尙、此制度は幾多の疑義を包藏す。先づ戦傷者の労働能力を確定
せざるべからず、其方法は如何？市の如何なる機關に依りて之を爲すべき歟
？労働委員會(Arbeiterausschüsse)及組合は之に參加せしむるを得べき歟？労働
能力の程度は、勞務關係の全期間に對して、一度に確定すべき歟又は期間的に
定むべき歟？労働能力の低下と俱に給料を減少する歟？如何なる標準に従
つて、退隱料又は遺族扶助料を計算すべき歟？取得したる最高價額に依る歟
又は最後に取得したる額に依る歟？此制度の下に在りては、給料は原則とし
て其全額に達すること稀なるが故に、退隱料及遺族扶助料の額も従つて第一
の制度に於けるよりも低下すべし。是等諸問題の解決は決して容易にあら

ず。戦役當初の數年間に於ては、戦傷者の悲境に對し都市の諸廳及其各機關
に於て充分の了解を有すべしと雖、時の経過と俱に此感情的要素は漸次稀薄
と爲り、而かも財政的觀念は益々其度を強め、結局、労働の價値(Interssen des Die-
nates)が最後の決を採るに至らむ。是等の困難は第一の制度に於ては全く之
を防止し得べし、蓋し労働能力の測定に關する爭議存せず、労働者と都市との
關係は簡單明瞭にして、且、公共團體たる地位は此決議の永續すべき保障を與
ふべければなり。世人は都市の役所と私的起業者との間に存する差異を看
過し、私的勞務關係に對して提起したる主張を、直ちに移して自治團體の勞務
關係に應用せり。固より労働者團體が、軍事年金が結局自治團體の利益に歸
するに至るの不可を力爭するは可なり、而かもこれ自治團體に對しては唯次
の範圍内に於てのみ正當なりとす、即ち自治團體が戦傷者を犠牲として自ら
不當の利得を爲し、又は、若し戦傷者を使用せざる時は當然支出すべき費用を
節約するが如き場合にして、其の不可なることは勿論なりとす。かるが故に、

軍事年金の留保に依りて生じたる剰餘金は、全部各戦傷者の爲めに保存し、之を或は後年老癈に赴きたる労働者を樂ましむるの資となすか或は戦傷の結果として必要なるも通常の労働者の有せざる必需品を購求するの資金に充つべしと謂ふは蓋し適當なる提議ならむ。

一般に兵役に服する労働者は、職務を退くものと看做さる。故に退隠料及遺族扶助年金の設備ある場合に於ては其適用を見る、而して原則として是等扶助金の支給は、少くとも十箇年の服役を必要條件とす、即ち多數の都市に於て退役の際其服役期間尙十箇年に満たざる者は、遺族扶助の恩典に浴することを得ず、即ち扶助金は總べて傷害又は戦傷の結果死亡せる者の家族に支給せられ、且十箇年の勤務を最低期間として、計算せらるゝなり。

都市の労働者にして戦争に参加し其結果として都市に對して癈疾年金(invalidenrente)を請求する時は、如何なる範圍に於て之に支給すべき軍事年金(kriegsrente)を計算すべきかの問題を生ず。戦前既に癈疾者となりし労働者に

とりては、より以上の退隠料を取得し得ざるに至るの不利益あるが故に、何等かの調和方法を講せざるべからず。二三の都市にては、是等の癈疾者を、不慮の災害の結果年金を受くる者(Unfallrentner)と同等に待遇し、軍事年金は労働者の収入が最後に服役したる年の給與の一定率に超過する限度に於てのみ減額するものとす、例へばスットガルトに於ては、其の定率六割六分にして、尙一切の収入總額が八百馬克を超過する場合には其の限度に於て減額を行ふ、ミュンヘンは八割五分なり。

全然労働不能(Arbeitsunfähig)となつて戦地より送還せられたる労働者の保護に付きても、都市は之を放任せるにあらず。養老又は癈疾者保護(Alters- und Invalidenversorgung)の制度ある場合に於ては、彼等は召集前事務に服し労働不能となりし者と同様に取扱はれ、養老年金は癈疾年金を受く、而して、戦時手當及傷害手當は通例除外せらるゝも、軍事年金を此場合如何に處理すべきかは亦一問題なり。養老又は癈疾年金及軍事年金の兩者を合算したるもの、労働

者が結局到達し得べかりし年金額以下なる時は、減額を爲さざるを常とし、而かも是等は多く年少労働者に關して生ずるところなるが故に、退隠料と軍事年金とは同時に支給せられ、所得は其全額に達すること原則なり。

若干の都市は、出征労働者又は雇傭員の爲に疾病救助資金掛金を負擔し、其費用遞加の勢を強めたり、例へば伯林エーベルフェルト、フランクフルト・アム・マインの如し、而して此増加は、疾病資金より出征軍人家族の疾病救助費をも支出するに至りて益々重大となれり。

都市は其吏員、雇傭員及労働者の爲に、戦時保険(Kriegsversicherung)を締結して之を保護せり、原則として州營戦時保険及簡易保険所に於ては、一口十馬克に加入するも、唯、ロストックは二口加入するものとせり、支拂はるべき保険金は、通例其保険者の處分し得べき金額に依るも、大凡掛金の二十五倍なり。此場合に於ける保険契約者の範圍は、都市によりて差異あるも重要なる問題にあらず。

都市が都市労働者の妻を都市事業に使用すること漸次増加せり、故に都市に於ても他所に於けると同様に、平時よりも婦人労働者大に増加せり。戦前に在りては、婦人の都市事業に服する者極めて少數にして、例へば浴場、嬰兒哺育場の勞務又は庭園管理の如く最も容易且低級なる勞働に服するに過ぎざりしも、現今に在りては街鐵の車掌又は運轉手、街路の洒掃人其他瓦斯、電気、水道事業のメートル計算人又は料金計算人として服役するに至り、既に其數二萬人を超過すと謂ふ。其勞銀又は勞務關係を規律するに當りては、同一職務に對しては同一勞銀を支給するの原則を墨守せず、戦時扶助の有無及程度を大に斟酌せり、然れ共都市は、元來、民間工業に於ける實際と同じく同一勞銀の原則を採り、之を徹底的に實行するの意氣を有すべかりしなり。

(二) 出征軍人家族の扶助は、第一段に國家の任務なり、扶助義務は帝國法第三條に依れば給與團體(Lieferungserbände)に屬す。比較的大なる地方團體は、二三聯邦の例外を除きては、夫れ自身給與團體を形成す、プロイセンに於ける郡に

屬せざる市、バイエルンに於ける直接都市、ヴュルテンベルヒに於けるスツットガルト等なり。然るにバーデンに在りては、マンハイムの如き大都市すら、自ら給與團體を構成せず、他の六地方團體と合して一個の給與團體を爲せり。地方團體が給與團體なる場合に於て、其軍人家族に與ふる扶助は、假令帝國法第五條所定の最低率を超ゆるときと雖、其性質は帝國法に依り地方團體に課せられたる支出なりと解すべし。何者既に周知の事實なるも、帝國法は、只扶助の最低率を規定して、其必要ある場合には之より下ることを得ずと言明するに止まればなり。此點は各聯邦の施行細則に付きて見れば最も明瞭なり、一例を示さむに、ヴュルテンベルヒ内務省の布告中に曰く、最低率は苟も扶助の必要あるときは之より下るべからざる最低限度を表示するに止まる、而して此率は帝國の補償義務 (Erfüllungspflicht) の範圍を制限するも、給與團體の扶助義務 (Unterstützungspflicht) の範圍を限定するものにあらず、扶助義務は困難を全く除却し得る迄存在し、其標準には軍人の家計維持及其家族の相當なる生計を

以てするを妥當とす。給與團體にあらざる都市に於ては之と全く趣を異にし、其帝國の扶助額以上に支給する扶助額は、全く任意的支出に屬し、其義務とするところにあらざるなり。

出征軍人家族の扶助と貧民救済とは全然其觀念を別にし、別個の問題として取扱はるべきものなるは全く異論なし、然れ共未だ兩者の混淆を排除するに至らず、多くの都市に於て貧民救済と出征軍人家族の扶助事業とを同時に委託し、従つて、其要否の決定が同一機關に依りて行はるゝこと稀ならず、此場合に於て家族救済要否の決定が救済の場合に於けると同一の見解に従つて行はるゝに至るは、蓋し免るべからざるの數なり、而して此非難は實際上屢々耳にしたるところなるが、聯邦參議院 (Bundesrat) は遂に一九一六年一月廿一日の布告によりて、要否決定の標準を確定するに至り、同布告第三條に於て帝國住宅料稅率表 (Wohnungsgeldtarifklassen des Reiches) に遵ひ、都市によりて異なる最低率を以て計算し、一定の収入に達せざる場合に於ては、扶助の必要あるもの

と確定せられたり、其結果救貧の見地より爲されたる要否決定は殆んど排斥せられたり。帝國法の最低率は屢々増加せられたるにも拘らず多くの都市の出征軍人家族の家計を維持するに足らざりき、故に多くの給與團體たる地方團體は、戦争の當初より此最低率に對し少なからざる補給を爲すの必要に迫られたり。給與團體にあらざる都市にても其多數は、給與團體の給與が最低率に止まりたる結果、同様の處置を取るの餘儀なきに至れり。帝國の行政團體(郡等)に屬する小都市をも包含する獨逸都市帝國協會(Reichsverband deutscher Städte)の質問に對する會員五〇八の回答中には、給與團體の給與と都市の給與との關係に付き、最も興味ある結果顯れたり、毫も帝國法の定率を超過する必要を生ぜざりし五四の都市を除外して、給與團體にして帝國法の定率に超ゆる扶助に關しては何等の施設を爲さざりしもの一三一にして、其施設は全然市町村に委任せられたり。反之、給與團體のみにて増給を負擔せるものは一一七なり。

都市の給與は殆ど言ふに足らず、従つて補償を受くることもなし、而して是等の人口は一千より一萬四千の間を上下す。最多數たる二〇七の場合には、双方にて負擔を分任す、此場合に於ては其負擔を市の負擔とし、市は先づ賃貸其他兒童保護等の費用を支出し、尙高率の扶助を必要とするときは給與團體に於て之を負擔するものとせり。

補足的扶助(Ergänzungunterstützung)の下附に方りては、殊に大都市に於て其要否を決定するを最も重要な問題とす。既に其數甚だ多く、而かも漸次増加の傾向に在る被扶助家族の各に付き其要否を確定し、扶助の目的に適應せしむるは、吏員數激減したる此秋に在りては、假令名譽職員の最大なる援助を得るとするも、尙殆ど實行不可能なる事實なり。於是乎、帝國法の規定するところに依り、扶助の必要ありと認定せらるゝ場合には何等の調査を爲さずして、直ちに給與せらるべき最低補足扶助額を規定するの制度行はるゝに至りぬ、而してこれ以上の扶助は各別の家庭に付き特別の必要ある場合、即ち除

外例を必要とする特殊の場合に支給せらる、而して此特別手当の原因としては、児童の多数なること、妻の勞働不能及職業の種類等重なるものなり。斯の如き劃一的制度の特徴としては許可の迅速なること、従つて扶助法の實效顯著なることにして、其缺點としては各個特殊の場合を形式的劃一的に取扱ふの弊を指摘すべし、詳言すれば此制度の下にありては、或場合には扶助の範圍を逸脱し、或場合には扶助の目的を達し得ざることあるを免れざるなり。之を概観するに、大都市に於ては多少の修正を加へて此劃一制度を遂行し、小都市即ち各般の事情比較的明瞭にして、家庭の經濟狀態が都市の理事者に知られたる地に於ては、各家庭の必要程度を斟酌する區別制度 (Individualisierendes Verfahren) を正當とし、且採用せられたり。

都市より支給せらるゝ増給は、或は伯林、シャトロテンブルグの如く帝國扶助 (Beihilfsunterstützung) の比率に依り、或は遙に少數なれども他の標準例へばライプツェヒに於ける如く、其地の勞銀に依るものあり。比率計算主義の外に、一定額

支給の制度を取るものあり、而して各都市によりて其額に差異あるは、比率が各都市によりて異ると全く相同じ。蓋し、各地方團體の給與能力異り、生計費、日常品の價額及賃貸の料金亦地方により異なるが故なり。率は日歩に依るものあり、月歩に依るものあり、且、児童及家族の數は何れの制度に於ても酌量せらる。各都市間の比較は殆ど不可能にして、又、各制度の詳細に亘りて講究するは本研究の目的を超え、且、之に依りて何等一般的利益を企圖し得るものにあらず。率は戦争の繼續すると俱に變更し、其統計は獨逸市會中央會議所報告 (M. S. D. S.) 及職工組合總會の報告中にあり、就て見るべし。

此問題に付き最も困難なるは、扶助を受くる家庭の固有の收入又は私的扶助を都市の増給中に加算すべきや否や、若し加算するものとせば如何なる程度に於て加算すべきかの點なり。失業者保護に付きても同様の問題を生ずべし、故に茲に併せて研究すべし、曰く、妻及家族の勞銀 (Arbeitsverdienst) は果して之を加算すべきか、又如何なる程度に於て加算すべきか？若し加算すとせば

額に汗して労働する者は減少すべく、加算せざるものとせば労働可能の婦人の地位は労働不能の婦人に比し、遂に良好と爲り、不平不満の聲は隨所に起るべし。此の間適當なる調和方法を發見するは都市に取りて決して容易ならず、満足なる解決方法の發見まで、屢々變更せられたる所以のものは必ずしも其理由に乏しとせざるなり。全然此加算を拋棄する極端なる手段は殆ど實行せられず、唯、其加算の程度に於て差異あるを見る。或都市に於ては繼續的所得のみ加算せられて一時的所得は之を參酌せず、或都市に於ては全く此區別を設けざりき、何者、大都市に於ては斯の如き一時的所得を知るの由なければなり。一部の都市に於ては労働所得は或は五割或は三割三分或は二割五分を加算し、他の都市に於ては其限界は絶對數にて決定せられ、月收中の十、十二又は十五馬克を除き、他は一切之を加算するものとせり。妻の所得は、家族の所得より低率に加算せらるゝを通例とするも、之と正反對の主義を取るものもありて、兩者各、其理由あり。事物の性質上當然斯くあるべしとの一般

準則を設くることは不可能なり、各場合に應じ其意思に従ひて自由なる限界を設け得べし。勞銀問題に亞いで私的扶助の問題あり。私的扶助は、或は企業者より、以前使用したる労働者及雇傭者の家族に與へられ、或は他の者又は公益團體の慈善事業として與へられ、或は各種の組合(職工組合等)に依りて與へらる而して第三の場合に在りては其支給が法律上當然の義務に屬することあり、若し定款に依りて此義務が排除せられたるときは、掛金の支拂に依りて取得したる請求權に基くことあり。是等の扶助は各、其性質を異にし、従つて其取扱ひを異にするも例外なきにあらず、例へばハーゲンの如き全く斯の如き差別を設けず、慈善的出捐(Wohltätigkeitszuwendung)は一般に之を加算より除外せり、此制度を採る理由は、都市の當局者は決して是等慈善的出捐を完全に確知し得べきものにあらず、果して然らば之を加算することに依りて、正直なる者のみ不利益を受くるに至ると謂ふに存す。然れ共、翻つて考ふるに、若し絶對に之を加算せざるの制度を採るに於ては、既に平時に於て一切の扶助

制度を利用する方法を講じ、戦時に至りても引續き此有利にして且愉快なる方法を繼續する者に對して、反つて之を扶助するの必要なきに拘らず、不當に保護するの結果となるべし。此種類の者に對しては、戦時は平時よりも氣樂なり「Es geht in Kriegzeiten Berser als je im Frieden」と謂ふ彼の人口に膾炙せる言葉は最も適切なり。之と異りて判断するを要するは、民間企業者に依りて其労働者及雇傭員に給與せらるゝ勞銀又は給料の繼續なり。民間企業者は是等の者に對して、地方團體が其吏員及労働者に對すると同様の待遇を爲せり。帝國の扶助の外に俸給又は勞銀の全額を續給する都市は一もあることなし、且、全額を支給せざる所に於ても尙差引勘定を爲す、之れ必ずしも不當にあらず、唯其の差引勘定の範圍を如何にすべきか、問題なるのみ。之と同様に企業者の支給する給料及勞銀問題も解決すべく、即ち、地方團體の補足的扶助額より之を差引くべきは、内的矛盾に甘んぜざる限り、何人も是認するところなるべし。而して都市は此方法を採用して、扶助を與ふる企業者との間に

隨所に爭論を惹起せり。企業者は屢々其扶助の中止を以て威嚇し曰く、扶助の目的は地方團體の經費を節約せんとするにあらず、其労働者の家族の地位をして他の出征軍人家族より良好ならしめむとするに在り。これ社會政策上價值ある見解なり。問題は唯此好遇を如何なる點に止むべきかにあり、大多數の出征軍人家族が他の家族より良好なる扶助を受くると云ふことが、社會の一般的利益、従つて亦都市の利益に屬することは爭論の餘地なけれども、又、一方に於て、此の如き場合は都市労働者の家族を、都市自身が扶助する場合と同様に取扱ふべきものなりと云ふ原則も亦看過すべからず。本來職工組合より與へらるゝ扶助其他之に類似のものは、被扶助者が自己の勞力に依り取得したるものと、全然同様に解釋するを可とす。社會政策上の第一原則は、各地方團體に於て労働者の自力救済(Selbsthilfe)を奨勵し、之を補助するの方法を講ずるを必要とす。若し思慮ある労働者又は雇傭員にして、彼等が自己又は同僚の用意により生活の危機の爲めに爲したる節約金は、自己又は家族

の利益に歸せずして、地方團體の支出を節約するの用途にのみ供せらるゝと主張するに至らむ歟、彼等が保險によりて是等の豫備手段を講せむとする念慮は大に減少又は滅失すべし。此金額を減殺することは、結局労働者又は雇傭員が職工組合經營の保險に加入して蓄積したる金錢を、地方團體が沒收するの結果を見而かも一方貯蓄銀行(SparKasse)に蓄積したる掛金は多くの場合減殺せられざりしが故に、愈々當該労働者間に於て、不平不滿の情を激成するに至りしなり。即ち職工組合の扶助金を、全部若くは大部分減殺する當初の計劃は、必然的に労働者組合との争闘を惹起し、此争闘に於て地方團體は若し主張を容れざれば扶助金の支給を全廢すべしと云ふ組合側の威嚇に服し、結局地方團體の失業者保護に補助を與ふる帝國及保險局(Versicherungsmittel)が、地方團體にして補助の下附を受けむと欲すれば、失業者が自己の用意の爲に受くる扶助額の差引は必ず其半額以下に止むべしと決定せらるに依りて反目の緩和を見たり。

出征軍人家族の現金扶助は、他の各種の地方團體の補助によりて補完せらる。吾人は茲に各種の制度を列擧することを得ず、況んや各個のものを詳述するをや。或る部分は兒童に對する特別救済の爲に使用せらる。兒童給與所(Kinderkrippen)、兒童保育所(Kinderhort)及兒童賄所(Kinderküchen)は多くの都市に於て、既に都市の經營又は民間組合の企業として存在するもの多し。戰時中擴張せられ、若し平時に設定せられざりし場合は新に設備せられたり。是等の中にて當初は兒童給與所最も其必要尠なく、却つて戰初には婦人の莫大なる失業者發生して其等の婦人が工場より家庭に歸來せる結果、兒童給與所の利用をして愈々不必要ならしめたり、然れ共、其後漸次軍事經濟の爲に婦人労働を必要とするに至り、兒童給與所を増築擴張すること、大に緊切となれり。反之兒童保育所は當初より需要増加の勢に在り。學校經營の縮少と出征の結果たる父權の缺乏とは、都市をして制度を設けて學齡兒童の荒廢を豫防するの必要を感せしめたり。兒童賄所に付きても全く之と同様なり、増加

一方なる食料品の缺乏、調達の困難、及價格の騰貴は、益々多數の學齡兒童をして此所に來らしめぬ。金銭補給は更に都市の現品給付に依りて補完せらる、而かも固より各都市に依りて異なり、既に帝國法第五條は、金銭扶助は、一部分、パン粉、馬鈴薯及燃料の給付にて代用することを允せり。一九一四年八月二十八日の普魯亞内務省の施行細則、及他の諸國の同様の布告は、都市に現品給付を力獎せり、蓋し正當の事なりとす、一般に知られたる如く、貧困者は其取得する最小量の物品に對し最高價額を支拂ひ、而かも市場中にて最も粗惡なる物品を取得するなり、従つて若し家族が従前の方法にて其食料品を調達せむか、金銭は最も不利益なる方法にて使用せらるゝなり。反之、都市が之を多量に購入し、僅少なる費用にて之を分配し、且、金銭の代りに現品を給與するときは、扶助金の不當使用を防禦するの利益あり。斯くの如き見解は戰初に於て、二三の都市(アウグスブルグ、ドレスデン、フランクフルト、ハーゲン、エーレンベルグ、ヒットラー)をして現

品給與を原則とし、金銭給與を其補充とするに至らじめたり。此原則は、ハーゲン及オフエンバッハに於て最も適當に應用せられたり、即ち此兩市に於ては、些少なる需要に應ずるが爲には金銭給與を以てし、オフエンバッハに於ては原則として、個人に對しては各週二馬克、家庭に對しては四―五馬克を超えざる限度に於て給與せり。ハーゲンに於ては金銭給與は、最初妻に對しては各月九馬克とし、兒童一人毎に一五馬克を増給するものとせり。オフエンバッハに於ては粉、牛乳、穀類、馬鈴薯、莢豆及パンの給與を原則とし、例外として他の食料品をも支給す。其他、燃料、衣料、洗濯料、極めて緊急の場合には靴を給し、且其修繕の費用をも負擔することなきにあらず。ハーゲンにては、家族は市より指定せられたる庖厨より食料及牛乳の支給を受く。オフエンバッハに於ては、食料品は都市自身によりて調達配賦せらるゝことなし、給與必要者(Nunterstützungsbedürftige)は指定商店に付き、無償にて支給物品を受取るべきの指揮を受く、都市が商人に支拂ふべき補償價格は、給與委員會に於て決定す、此制度は現品給與の、一目

的たる商人の利得を排除して、市自身の負擔を軽減せしめむとする目的を喪ふ。ハーゲンに於ては現品給與の方法は當初より出征軍人の細君連の激烈なる反對を惹起せり。蓋し都市に取りては充分の低率にて物品を調達することの可能なる結果、扶助の必要を測定するに當り濫許の傾向を存したるが故なり。然共其後金銭給與が原則となり、現物給與は既に一九一四年九月に於て金銭に換算せられたり、但し、家族の僅少ならざる部分のものは市營賄所に慣れ其經濟的利益を認めたり、何者、支給せられたる金銭を以てしては、市營賄所の給付する食料品の半部をも求むること困難なりしを以てなり。嫁母の報告により、婦人が其兒童の爲に充分の給與を爲すこと能はざること明瞭なる場合に於ては、金銭給付に代へて現品給與を命じたり。ハーゲンに於ける變遷は如何に貨幣經濟の根性の深きかを示すと俱に、之に伴ふ弊害、換言すれば、假令困苦缺乏の秋に於ても貨幣に依らむと欲する念の熾烈なるものあるかを示すものなり。戰爭の經過と俱に物價は異常の騰貴を示し、其結果と

して市營賄所設置要求の聲再び猛烈となりしことは特に言説する迄もなし。出征軍人家族に支給せらるゝ食膳の數は、一九一五年六月に於ては最高六萬二千八百〇二に達し、其の後漸次減少して、十月には四萬〇三百五十五となり、しも其後再び増加して一九一六年三月には、七萬六千七百八十九の最高數に達せり。其後の統計は之を知るを得ずと雖、益々増加の趨勢にあるは事實なり。吾人は後章に於て、更に詳細に一九一六年中、現品給與が共同食堂の設置によりて如何に重要となりしかに付き説明するところあらむとす。二十三食料品の外、都市は屢々衣料及靴を、或時は妻及兒童に對し、或時は唯兒童のみに對して支給せり。原料の缺乏に依り靴の價格異常に騰貴するに従ひて此給與は益々重大となれり、一例として中都市ハーゲンの制度を茲に紹介すべし。此地に於ては、既に一九一四年十一月一日より靴の給與を開始せり。都市は靴修繕費は全額を負担し、新靴調製の爲めに、毎月各家庭に、子女ある細君には二馬克、六歳以下の兒童には〇五馬克、六歳以上の兒童には一馬克、子女

なき細君には一、五馬克の割合の掛金を與ふ。此最高額の範圍内に於て、各家庭に對し、靴新調の場合に五割の補給を爲す、但し、新靴の調製は四歳未満の兒童に付きては、二回の調製の間に三箇月、四歳以上十五歳未満の者は六箇月、十五歳以上の者は九箇月の期間を存することを要す。靴商及靴製造人との間には、條件及確定價格を協定す、此協定は屢、變更せられたること勿論なり、一九一五年の會計年度に於て、ハーゲン市は新靴及靴修繕の爲めに十九萬七千九百五十馬克を支出せり。此支出額は、之をミュンヘン市の支出額二十三萬四千馬克に比すれば、其割合頗る高し、然れ共ミュンヘン市に於ても、支出額は被扶助者の増加と共に急激に昂上し、一九一六年度に於ては七月末日迄に二十七萬二千五百馬克を支出せり。カールスルーヘ、スツットガルト等の都市に於ては、愛國婦人會其他の慈善團體が、補綴工場(Flickwerkstätte)を設置し、其作業は各人各個の指揮の下に、多數の手工業者の手によりて行はるゝ、修繕に比し、遙に簡單容易なりしが、爲大に利益を享けたり。

出征軍人家族の扶助の特殊なる補充に關して最後に一言するところありむ。ライプツヒは、細君なくして、母なき子女が出征軍人と何等の親戚關係なく、又は非常に遠き親戚關係にある婦人に依りて世話せられたる家庭に對しては、細君の扶助額を支給せり。帝國法に依りては、何等の扶助を與へられざる親戚又は成長したる娘に付きても同様なり。此等の人々を細君と同様に待遇せむとする理由は、出征軍人の家計を維持し、本來、母に對して與へらるべき扶助を子女に與へむと欲する點にあり。

(三) 出征軍人家族の扶助額よりしては、假令、地方團體の補給を加算するも、家賃の支拂にも困難を感ずるに至らぬ。扶助額より得らるべき軍人家族の収入は極めて少額にして、家賃額は普通此收入の三分の一を超へ、時としては其二分の一に達す。此結果は住居の需要を満足する爲に、他の更に重要な需要、換言すれば食物及衣服の需要を満足すること能はざるの危険を生じたり、(尤も戰の初に於ては戰時中に限り家賃支拂の必要なしとの了解ありしも)。

於是乎、若し此危険を回避せむと欲せば特別の家賃補給(Mietzuschuss)をなして家族扶助額を高むるの必要あり、然れ共此補給制度に對しては、斯の如きは、移轉行為を以て、戦争の結果減少せる収入に、住居状態を適應せしむるの妨害となるべしとの有力なる非難を生じたり、曰く、戦後と雖勞働階級の収入が、尙長き間其減少状態を繼續すべきは疑なく、而かも都市は長く不定期に亘りて家賃補給を爲すの資力なきは、亦明なるが故に、結局其時に至りて止むなく其居を移して収入に適應せしむるの必要は免るべからず。如かず今の時に於て住居と収入の適應策を講せむには、實際上此見解は都市にて採用せられ素より其程度に於ては差異あれども、即ち家賃の補給を小廉なる家屋の住居者にのみ制限せり。然れ共一般には、家賃補給の目的を以て、或は出征軍人家族をして舊家屋に留存せしめ、大部分家賃の高下に影響せらるべき其生活の標準を高程度に維持せしめむとする社會政策的見地にとりし、或は、家屋の賃賃を繼續し、空屋の發生を防止せむとする家屋所有者の利益保護の目

的に出づるものと解せり。且此第二の理由が迅速に家賃補給制度を實行せしむるに力ありしは疑なく、軍人家族の住宅保護と、家屋所有者の家賃保護とは、斯くの如にして家賃補給制度に於て符合一致するの結果を見たり。

家主が法律に基き又は法律を超て、市政上に有する勢力の如何に強大なるかを考ふれば、家賃補給の目的が漸次第一の理由より第二の理由に移り行きしは異とするに足らず。家主及地主の團體は、極力地方自治團體に對して空屋より生ずる損害の補償を要求せり。其解決方法は如何？。抑も扶助の目的が軍人家族又は之と同視すべき家族の住居の保障に在りしは疑を容れず、一九一四年八月四日の法律(戦争の結果權利の伸張を妨害せられたる者の保護に關する法律、此法律は召集せられたる者に對し、家賃支拂又は家屋明渡しの要求を排除せり)、一九一四年八月七日の聯邦參議院布告(支拂期日の裁判上の承認に關する布告)、一九一四年の同院布告(金錢債務の支拂遲滞の效果に關する布告)及一九一五年五月廿日、一九一六年六月八日の同布告修正(前者は六

箇月迄の支拂期日の猶豫を許し、後者は明渡義務を排除す、其他同じく一九一六年六月八日の同院布告(參戰者の支拂期日に對する承認に關する布告)等は、何れも賃借人たる參戰者を保護し、其家族の路頭に迷ふの悲境を豫防せんとするの法意に出でたり。而かも、是等法令の賃借人保護の趣意よりして、家主及地主の團體は家屋の所有者をも同様に保護し、公共團體は其金錢を以て、賃借人に代りて貸賃全額を支拂ふべき、公の義務を有すと主張せり。此要求は適々家屋所有者の擔稅力を維持せむとする、公共團體の特別なる利益に依りて支持せられたり、而かもこれ單に家屋及土地の價値を維持せむとするに止まる。家主及地主の要求は更に一步を進め、都市は其出費を以て、或は帝國又は各州の出捐と合して、家主の所得を減少せしめず、地代をして原狀を維持せしめざるべからずと主張するに至れるなり。地代の保護は實に彼等の常套語なり。此保護は第一次に於て、地代の騰貴を以て投機事業とせる家主の利益に歸せり、是等家主中の大部分は、僅々五分乃至一割の支拂を以て、投機

的に幾萬乃至幾十萬馬克の價値ある土地を買收し、地價の騰貴を僥倖せんとする徒輩なり。根本上於ては彼等は眞の家屋の所有者にあらず、單に抵當債權者(Hypothekengläubiger)の委託に依る家屋の管理者に過ぎず、隨て是等の所謂家屋所有者を庇護することは果して一般人又は市町村の利益なりや、吾人は之に對して反問を呈せざるを得ず、是等の家屋所有者よりも遙に鞏固なる經濟上の地歩を有し、而かも戰爭の打撃により一敗復た立つ能はざる有能者が、他方に多數存在せる此秋に於て、是等有能者の事業の爲には市町村は何等劃策せず、却つて一方巨額の經費を此一階級の保護の爲に支出するは果して正當なるべき歟。唯緊迫不可避の理由あるにあらざれば、斯の如き手段は之を是認するを得ず。其理由は何處に之を覓むるか、惟ふに、自己の財産額に比し過大の家屋を購入し之を維持する能はずして、競賣に附し其所有者に變更を生ずることあるも、吾人は何等の痛痒を感せず、強制競賣の結果、多分起るべき價格の減少が、賃料の低下を誘起せば、そは却つて喜ぶべき現象にあらずや。

斯の如くにして所謂家屋所有者の危機なるものが何等一般人士の住居状態に及ぼす悪影響これなしとせば家主保護の一般的理由は存在せざるにあらずや。平時に於ても家屋建築の過剰と投機思想の頽廢とによりて斯の如き危機の醸成さるゝは絶無にあらず其時に方り何人も空屋より生ずる損害に付き家屋所有者の保護を要求したるものなかるべし加之此問題は家屋所有者の全般に關するにあらず唯其少部分たる多額の負債者に關するに過ぎず於是乎吾人は家賃補助の制度に對しては被扶助家族に對する住居扶助の理由を以て唯一決定的の根據とすべく此住居扶助と家屋所有者に對する一般的保護とを混同牽連せしむべき義務も理由も皆無なりとの結論に到達せざるを得ず而かも此結論より戦争の影響に依りて救助を必要とするに至りし家屋所有者が公共團體より他の一般の營業者に與へらるゝ保護利益に均霑すべき權利を拒まるゝものにあらず。此立場は都市及都市組合即ち獨逸及普魯亞都市會議(Deutscher und Preussischer Städtetag)に依りて採用せられたり而か

も是等の都市は「家屋所有者も他の者をも一樣に襲來せる戦禍を排除するが爲に、一般的扶助を實行することは原則として之を拒絶せり」。(一九一四年十一月十四日獨逸都市會議理事會の決議)

獨逸市會中央會議所の報告(M.M.D.S)中に表はれたる家賃補助に關する各種の制度の統計は最も完全なり。其統計に依れば、唯比較的少數なる都市に於てのみ家賃の補助を帝國の扶助と俱に地方團體の支給する増給中に含ませたり、アッシャフフェン、ブルグ、バイロイト、コルマール、ケルン等の如し。是等の地に於ては、特別の場合には私的團體が家賃問題に關し補充的に活動す。其他の地例へばアウグスブルグ、カッセル等に於ては家賃補助に關しては一般的規定なく補助を唯折に觸れ時に應じて給與せり。大多數の都市に於ては、所謂地方團體の増給の他に特別に家賃補助を爲す。此家賃扶助金を如何なる方法に依りて家主の手に歸せしむるか、各都市の規定必ずしも一致せず。或は家賃補助金を家族に交附して、家族が其補助金を如何様に使用するかを願慮

せず、或は之を直接家主に交附して家族の手に渡さず、又、或は之を家族に交附するも家賃支拂濟の證書の提出を要求するものあり。第一の方法を採る所は、地方團體が賃借人と家主との間の關係に立ち入ることを故意に避けたるものなり。惟ふに軍人家族の大多數は、若し金錢だに有すれば家賃債務を履行すべく、果して然らば、家賃の支拂猶豫又は割引に關しては、直接彼等をして家主と交渉せしむるを得策とすと謂ふなり。此制度の果して適當なりや否やは、土地の狀況に依りて解決を異にす。大都市に於ては非なり、何者大都市に於ける借家人と家主との關係は圓滿を缺くこと甚だしく、家主は小借家人に對して恒に優越的團體を組織し、借家人に利益ある家賃問題の解決は地方團體の力を借るに非ずんば庶幾し得べきに非ざればなり、故に家賃直接支拂の制度は此地所に於ける最も普通なる態様なり。家主團體は隨所其の勢力を市政に及ぼして此制度の採用を主張したり、蓋し此方法は彼等の利益に最も適合するを以てなり。

家賃補助金を一般に支給する場所に於ては、原則として其最高額を定めたり。此最高額は或は家賃年額を標準とし、或は家賃年額と絶対數とにより、又は單に絶対數に依りて定む。第一の方法は、例へば伯林にては五百馬克、グラウデンツにては四百馬克を以て最高限とせる如く、家賃が一定額を超へざる場合に限りて家賃補助金を支給す、且、賃年額を標準として補助金額に差等を設く、一例をベルリン—シエーネベルヒに採れば、年額六百馬克迄は最高五割、九百馬克迄は四割、千二百馬克迄は三割とす。第二の制度に屬するものとしては次の諸市を擧ぐべし

アッシエルレーベン(家賃の五割、但し一季五十馬克を超ゆべからず)

アルトナ(七割五分、但し一箇月二十二馬克を超ゆべからず)

シャーロットンベルヒ(五割、但し一箇月二十馬克を超ゆべからず、且、失業者に限る)

第三の制度中には、更にパウツェン(一季に付き二十五馬克)の如く絶対的に一

律を以て規定するものあり、或はベルンブルヒ(家賃年額二百五十馬克迄は十五馬克以下、二百五十—四百馬克迄は二十馬克以下、四百馬克以上は三十馬克以下)の如く、年額に依りて差等を設くるものあり。此制限内に於て各個の場合に於ける必要と状況とに應じて扶助金額を定む。此他既に其窮乏が他の方法に依りて確定せられたる場合、換言すれば、出征軍人の妻に對し帝國扶助の支出が確定せられ、或は失業者に對して、失業者扶助の支出が確定せられたる如き場合には、最早何等の穿鑿を爲さずして、家賃扶助金を支給する制度もあり、而してこは大都市例へば伯林等に於ける實際なり。各個の場合の特殊の事情の斟酌せられざる點は、他の團體の補充的活動に俟つものなり。

家賃補助金に家賃の高下に依りて差等を附する場合には、此等差は多く累減的に行はる、即ち率は家賃の高きと俱に低下す、例へばベルリン—シーネペルヒに於て六百馬克迄は五割、九百馬克迄は四割、千二百馬克迄は三割とせるが如し。此場合兒童數の多少は之を顧慮せず、但し之を斟酌する都市無きに

あらず、アルレンスタインは兒童三人迄十馬克、五人迄十五馬克、五人以上二十馬克を給す、ドイスマブルグは家賃の五割を原則とするも、兒童多數なる時は七割五分とす、斯の如きは、多人數なる家族は廣大なる家屋を必要とし、従つて多額の家賃を負擔することを前提とするものなり。之と正反對に伯林に於ては、兒童數の増加と俱に扶助額を減少す、即ち兒童なき妻は十八馬克、一人の兒童あれば十五馬克、二人あれば一二五馬克、三人以上なれば十馬克を毎月支給す、エリミッチャウに於ては兒童なき家族には七割五分、最高月額十二馬克、一人の兒童あれば六割、最高同じく十二馬克、二人以上兒童あれば五割十馬克なり。此制度を採用する所以は、兒童多き妻は其受くる扶助額兒童無きもの又は兒童少なき妻に比し、多額なるが故に、多額の家賃を負擔するも其苦痛とならずと謂ふにあり。此論者は曰く、家賃は必ずしも兒童數の増加と同程度に増加するものにあらず、且、暖室、燈火、其他の費用は少家族に於ても大家族に於ても大差なし、兒童多き家族は小人數の家族に比し、同廣の屋内に唯困難して住居

せるに過ぎずと。尙ボイテンの如く房室の數に依り、又ヘルフォルトの如く收入高及家族の數に依りて區別するものもあり。極めて僅少なる場合に於ては、全家賃を都市の負擔とするものあるも、多くの場合に於ては家賃扶助料は唯家賃の一部分のみに止まること上述の如し。而して家主は家賃の一定額の割引を要求せらる。家賃扶助の目的は其一出征軍人家族をして、舊家屋に住居するを得しむるの點に存するは勿論なれども、又他方戦争の永續に對し戸主を保護せむとするも其一なるは争ふべからず、且此將來に對する保護も決して看過すべからず、即ち多額なる家賃の滯納せるものあらむ歟、戦争終了して凱旋せる戸主(Hausvater)は家主より延滞家賃の督促を受け、訴訟せられ、時としては差押を受くるの苦境に入らざるを得ず。故に多くの都市は極力斯くの如き家賃延滞の發生を防止し、中産階級に屬する軍人をして、延滞の爲め其生活の安固を脅かさるゝこと無からしめむことを期せるなり。而してこは唯家主をして延滞家賃の請求權を拋棄せし

むるに依りて達し得べし、従つて此拋棄は多數の都市に於て家賃扶助金支給の條件と爲されたり。然れ共ビーンフェルトの如く、家主に對し何等の割引を要求せざる都市もあり、或は割引の率を定めずして、各個々家主の事情を斟酌して決定すべしとするものもあれども、大多數の都市は、家主に對して家賃扶助の利益に浴せむと欲せむか、家賃のま又はま之を割引せざるべからずとの規定を設けたり。但し一般に定率丈の割引の要求は大に家主の反對を受け、且此反對は其立場より謂へば理由なきにあらず。家主は家屋の引續き賃借せられ、空屋を生ぜざることに甚大の利益を有す、而して空屋に關する統計の示すところに依れば、此危険は平時に比して戦時は頗る激甚なり、故に家賃のま又はまを拋棄するは、或る程度に於ては恰も之れ彼等が家屋の引續き賃借せらるべきことに對して支拂ふ危険割増金の觀あるなり。

開戦後幾許もなく賃借人對家主間の争訟を第三者の立場より解決し、出來得べき限り兩者を和解せしむるの必要最も顯著となれり、此場合家賃扶助金

制度の確立は重要な効力を發揮せり、伯林、スットガルト等の諸市に於ては、開戦後間もなく家賃仲裁委員 (Mietminderungsamt) を設けたり、都市行政及戰時救濟組織中に於ける此委員の組織及地位に關しては、各都市の規定一ならずと雖、其職務の本質に至りては同一なり、即ち其職掌は賃借人賃貸人間の和解及び此和解を可能ならしむる都市の支給金額の決定なり故に賃貸關係より生ずる争訟の裁決と言はむよりは、寧ろ、法律關係に於て明瞭を缺く兩者利益の和解といふを適切とす。仲裁委員會は單に提案權のみを有し、決定は都市行政廳に於て爲すもの鮮なからず、蓋し家賃扶助金は都市の支出するところなればなり。此制度は當事者の任意出頭の條件とし、強制手段を以て執行を爲し得べきものにあらず、而かも市給家賃扶助金は間接なれども賃貸人に關しても賃借人に對しても、極めて有力なる強制手段を構成せり。かくて、多少構成上の缺陷ある仲裁委員制度も、家賃扶助金の支給が其責任に委任せられたる場合には、極めて好結果を擧げ得たり、唯僅少なる場合にのみ出頭強制の必

要感せられ又主張せられたり。惜むらくは人々は此稀有なる事例を以て一般的に觀察し、仲裁委員の爲に常に強制の權限を要求せり、これ全く此制度の本質を誤解せるものにして、彼等は此際法律上の争訟の存在を想定するも、其實問題は唯一方即ち賃借人の支拂能力の缺陷に關するに過ぎざるなり、既に聯邦參議院は強制權限の要求に聞き、一九一四年十二月十五日の同院布告に依り、各國政府は、仲裁委員に對し、出頭強制の權限及賃借人並に抵當債務者の陳述の正直且完全なることに關し、宣誓に代へて保證を爲さしむるの權限を附與するの權を容認せり。人口五千以上の全都市に於て、仲裁委員を設置すべき法律上の義務を課すべしとの更に一步を進めたる要求は、幸にして聽從せられざりき、吾人は危くも、僅少なる土地に於てのみ必要なる此制度に關し、無用の長大物を設定するの迂愚を演せんとはせるなり。

強制權限を附與せられたる仲裁委員は、裁判所より、家賃の支拂義務及擔保權を設定したる消費貸借の利息の支拂義務に關する場合並に支拂延期に關

する場合に於て、裁判以前に鑑定的に事件の審問を爲さざるべからず。聯邦參議院の命令に對し、仲裁委員の組織に關し、細の規定を含める各國政府の施行細則發布せられ、是等の規定中重要なるものは、委員會の議長は裁判官又は高等官ならざるべからずといふことなり、此規定は屢々小都市に於て、委員に強制権限を賦與するの妨を爲せり、而かもこれが爲に其活動を妨害せらるゝことは無かりき。多くの場合、議長の外に名譽職的に働く陪席員を双方の側より同數に選出す。

既述せる獨逸市會中央會議所の報告に依れば、同報告中に表はれたる百二十の都市中、六十の都市に於て仲裁委員制度を設置せり、其他、ライブチヒに於ては辯護士會より設置せられたる私的仲裁委員會ありしも、後に至りて法律上の権能を賦與せられたり。多くの場合に於て委員は強制権限を委任せられず、シャローテンブルグに於ても市會の希望に依つて始めて委任せられたり、蓋し、裁判上の鑑定を爲さしむるは委員の責任餘りに過重なりと信じたるに

依るものなり、且小都市に於て法律家の缺乏を告げたることも其の重大なる理由なり。其他、強制権限の缺如は、容易に双方當事者をして好意的取扱に服せしむるの利益を齎したるなり。反之、ダームスタットに於ては、若し強制制度を採用すれば之が爲に委員會に裁判所の如き權威を與へ、且、鑑定の執行に依りて裁判所の判決に影響を及ぼすことを得との理由により強制制度を採用せり。委員會の權威は主として之を構成する委員の如何による、獨逸國民の大多數は、裁判所の如き外觀を有する制度に接觸するを欲せざるが故に、強制手段の附與は唯人民を威嚇するに止まるべし。人以外に於て、委員會の活動に對しては、都市に依りて設けられたる家賃増給の施設及委員が支給するを得べき額が重大なる影響を及ぼすものとす。

仲裁委員會は何等の制限なく、一切の住居に對して活動す。唯、伯林にては五百馬克迄の賃貸借に限定し、且其見る所に依れば之を以て充分なりとして此制限を固執せり、但し此立脚點は、例へばシャローテンブルヒの如き、伯林郊外

に於ける經驗に依れば反對せざるを得ず。

仲裁委員必要の程度は、土地により大に差異あり。此制度を採用したる十都市あるバーデン國に於て、一九一五年の秋迄には、ブルクザール、メーリスブルグ、ラスタット、ユーバーリンゲンは事件皆無にして、バーデン市及ドルラッハに於て僅少の事件ありしに過ぎず。フライブルグに於ては、一九一五年九月二十五日迄に六十を算し、ホルツハイムに於ては百四十件を處理せり。事件數斯くの如く鮮し、此結果は、假令同廣の都市に於ても、斯の如き制度の劃一的施行は如何に深長の熟慮を要するかを示すものなり。カールス、ルーエに於ては一九一五年二月初より十月末迄に二百十三の事件を處理し、反之、マンハイムに於ては、處理事件數七千六百七十八の大數に達し、其中六千九百十一の場合に家賃扶助金支給せられたり。

伯林—リヒテンベルヒに於て一九一五年十二月末日迄に三千二百の争訟事件中二千四十九、ノイケルンにては一九一五年度中處理せる四千二百廿二

の事件中其九割即ち二千九百十七は和解によりて解決せり。是等僅少なる事例に徴するも、仲裁委員制度が人民に依りて利用せられたる程度の如何に莫大の差異あるかを知るに足るべく、且各都市に於ける下層階級の社會的及經濟的地位の差異を看取するに難からず、其他大多數の事件が和解によりて終了せる事實は、和解制度の成功を物語るものと見るべし。但し、締結せられたる和解が誠實に、賃借人より、或は家主の側より履行せられたりや否やの問題は尙未解決なり。アウル氏はゾチアール、ブラクシス第二十四卷中に於て、彼のオフエンバッハに於ける經驗を基礎として、仲裁制度の效果に關し懷疑的意見を發表せり、曰く、和解は實際上極めて僅少なる場合に於て賃借人より履行せられたるに過ぎざるが故に、之に費したる勞力は無効なりしと。反之、彼の意見に依れば、裁判所に對する鑑定人としての職掌は、好結果を擧げ得たり、何者仲裁委員が事實を確定することは、甚だ容易なりしを以てなりと。アウル氏の此意見には固より反對者あり、且一切の都市には當らず。唯、都市の家賃

保護が和解の成立のみならず、其遂行に對しても重要な役目を演じたることは、衆目の一致するところなり。

大多數の都市に於ては、仲裁委員に對し同時に、抵當關係より發生せる抵當債權者と抵當債務者間の争訟を裁決すべき職務を委託せり。他の伯林、リヒテンベルヒ、シエネベルヒ等の諸市に於ては、抵當仲裁委員(Hypothekeneinigungs-
 三)なる特別制度を設けて、此職務を掌司せしめたり。窮迫せる家屋所有者は、彼等も亦貸貸人同様其窮境を救済せられざるべからずと主張し、人々は貸貸借仲裁委員制度の好結果なりし點より、抵當委員制度亦有効なるべしと推察せり。且、一九一四年十二月二十二日の布告により、抵當及土地債務(Grundschuld)に於て支拂期日の延期を命令し得ることと爲れり。伯林市參事會の提案の説明に曰く、土地所有者と抵當債權者との間の争訟に於ても、不偏不黨の仲裁委員の理解ある忠告に聞くは、其利益之を疑ふの餘地なしと。何人も此點には反對せざるべし、然れ共貸貸借仲裁制度には其背後に家賃扶助金の嚴存す

るものあるを看過せり、而かも市理事者中何人と雖、都市より抵當利息の扶助金を交附して抵當債權者を和解せしめむとするの點に想到したものであるなし。其他、家屋所有者と抵當債權者との間に存在する、甚大なる相違は看過せられたり。家屋所有者は唯一人にして、且單純なる家屋所有を以て普通とす。然るに抵當權は、主として少くとも一番抵當は抵當銀行、保險會社等より設定せられ、且、抵當銀行及保險會社は一抵當を有するにあらずして、數抵當を有す。故に一般原則に遵ひ其抵當を實行するを利益とす、かるが故に、抵當仲裁委員制度が好結果を擧げ得ざりしは訝しむに足らず、此の點に關する各都市の報告は一致せり。委員の前に表はれたる事件の數は既に甚だ少なく、而かも和解に到達したる數は更に少し。此制度は債權者の反對に遭ひて大凡破砕し、債權者は其原則に復歸して、各個の場合に特殊の妥協を拒絶せり。

抵當委員の制度は、蓋し都市が家屋所有者の保護の爲に講せざるべからずと信じたる各種の救済制度中の一なり、吾人は後章再び此の問題を論ずるの

機あるべし。

(四) 出征軍人家族の家計維持に對する扶助中、更に一步を進め且最も有效なるものは都市により各種の方法にて爲されたる疾病扶助(Krankentilfsorge)制是なり。一九一四年八月四日の疾病保險の期待權維持に關する法律は、第一條に於て被召集者に外國に滞在する場合と雖、其滞在が軍務衛生事務又は之に類する事務に召集せられたるに起因するときは、保險の一員たる資格を繼續し得る權利を附與せり。然共軍隊に召集せらるゝときは、大部分の彼保險者は其勞務より離れ、其結果掛金を繼續すること能はざるに至るが故に、勢ひ保險を中止せざるを得ず、而かも家族扶助金は保險掛金をも支拂ひ得る程充分ならず、於是乎都市又は企業者の干與を必要とするに至る。フランク、フルト其他の都市に於ては、此扶助は稍大規模に企業者により行はれたり、大都市によりては、企業者と俱に此救済に與るものあり、此場合には都市は勞働者の掛金を負擔す。此方法を遂行するに方り諸種の故障無きにあらず。例へば、ラ

イブチヒ、パウシ、ポトゲン等の諸市に於けるが如く、家族をして市理事者に申告せしむるものありては、此申告の果して正當なりや否やに關して疑を生じ、之が爲に勢ひ他の方法を講せざるべからざるに至る、且參戰者の任意保險加入を奨励せむとする疾病保險の計畫は、保險會社が被保險者たる參戰者又は其家族に、戰歿又は戰傷に關する限り、保險金の支拂を爲さざるべからずとの判決に依り多大の障礙を受けたり。

保險を繼續する方法に依る救護は、比較的少數なる都市に於て行はれたるに過ぎず。此爲めに特種の制度を講ずるを以て原則とせり。若し醫者が、自己に委任せられたる出征軍人家族の治療を、無代價にて引受けざる限りは、トルトムンドドレスデンキール等に於ては、醫者は無代價にて治療を引受けたり。醫者との間に特別の協停を爲すの必要あり。斯の如き計畫は、戰爭に於て最も顯著なる發達を見たり、然共戰爭の繼續するに伴ひ、無代價治療は醫者に取りて、大なる苦痛と爲り、此犠牲を醫者に要求するは、稍酷に過ぐるが故

に、都市は醫士組合と契約を爲し、出征軍人家族を治療する場合には、都市が其代金の参加支拂(Honorarium)を爲すべしと約したり、而して支拂は總括して爲すことあり、個別に爲すことあり。伯林は出征軍人家族の治療に對して、年額五十萬麻克を支出せり。此金額は月毎に醫士組合に支拂ひ、醫士組合の理事は之を治療に従事したる各醫士に配付す、市を二十三の治療區(Arztbezirke)に別ち、此區分は二十三の救護委員會(Unterstützungskommission)の數と一致す。同一治療區内に於ては醫士の自由選擇權あり。此制度は定備ひの醫士をして軍人家族の治療を司らしむる制度の失敗に歸したる後に採用せられたるものなり。シャールロッテンブルヒに於ても同様の経過を見たり、即ち此地に於ても最初は軍人家族の治療を市醫(Stadtarzt)に委任したるも、時と俱に其結果不良と爲り、加之治療を可及的多數の醫者に分配し、軍人家族に「かゝりつけ」の醫者の治療を受くるの便宜を興ふべしとの要求旺なりしなり。伯林と異り、治療費を包括して支拂はず、個別に支拂ふ場合は各個の治療毎に支拂ひ、例へ

ばステッチンの如し、而して支拂は、醫士組合の料金規則の定率又は此の爲め特に定められたる定率に準據す。特別の金庫を設くる例は蓋し稀なり。特別金庫制は、スツットガルトに於て、スツットガルト市之に隣接せる區裁判所區たるスツットガルトの吏員協會及一般地方疾病資金の三者合同して醫者組合と協停の上、醫者自由選擇を目的として設立せられたり。此金庫は、都市及吏員組合の出資(住民一人に付き十プエニヒ)及一般地方疾病資金よりの出資(被保險者一人に付き三十プエニヒ)より成立し、最後の者之を管理す。金庫より支拂ふものは、出征軍人並に失業者の家族の治療費、及藥代なり。傳染病の治療に必要な血清の代價は、都市又は區裁判所區各自之を負擔す。是等傳染病の傳播を可及的防禦する爲病院の利用を、治療及看護の費用にして地方疾病資金の負擔に屬せざる限り、スツットガルト市の負擔に歸せしむる方法に依りて容易ならしめたり。此戰時疾病救護事業は、都市に取りて、二三の保險會社が此制度の爲めに、多額なる出資を爲したるに依りて、其負擔大に輕減せられ

たり。例へば此の制度の行はれたる各聯邦國又はプロイセン州に於ては、他の國又は州に比し、軍人家族の疾病救護の成績大に見るべきものあり。帝國官憲に依りて産褥扶助 (Wochenhilfe) の制定せられざる以前に在りては、多數の都市は出征軍人の妻に其分娩に際して之に扶助を與へたり、或は之を既存の病院の一室に收容し、或は之を特に此目的に設立したる産病院に收容し、又或は助産婦への謝金及必要なる治療藥品代靜養費若し必要ある場合に於ては現品をも給與せり。ハーゲンに於ては、此産褥扶助は既に妊娠の終の月に支給せらる。帝國産褥扶助の制定と俱に、都市に對しては此扶助を受けざる家族に對する扶助を行ふべき任務殘存せり。シャーロットンブルヒの此産褥扶助に關する規定は、模範的のものなり。此地に於ては戰時扶助權利者は、聯邦參議院の布告の支配を受くる妊婦を除く無償にて助産婦の看護を得、産褥扶助金の代りとして、出産前には少くとも二週間の豫備給養を受け、出産に際しては、出産用鹽及出産用襦衣其他の洗濯品を貸與せられ、出産後は四十

五馬克の産褥靜養金の支給あり、必要ある場合には、市醫の自由なる治療を受け、且、少くも産後十二週間は牛乳の給與を得て、靜養することを得るものとす。此制度ある結果、此種類の妊婦は聯邦參議院布告により扶助を受くる産婦に比し、毫も遜色なきを得たり。

(五) 出征軍人家族に對する扶助の直接の繼續は出征軍人の寡婦及遺兒に對する扶助なり。獨逸救貧慈善協會 (der Deutsche Verein für Armenpflege und Wohlfahrt) が召集せる、軍人寡婦及遺兒の社會的救済に關する大會に於て、クルムケルは述べて曰く、此目的の爲に特に何等の扶助及扶助機關を設くるの必要なし、何者、同様の扶助は既に同様の場合に於て、防貧行政上又は公益團體に依りて實行せられたるところなればなりと。此問題は主として教育及職業作成に於て盡く。既に存在せず又は之を期待し得ざる限度に於て、家族に對し、家長の指導薰陶の缺を補ひ、健全なる經濟的根據の下に、新しき獨立なる存在を確立するの必要あり。故に大多數の都市は、戰初より軍人遺族扶助を當然

都市行政の活動範圍と認め之を其任務とせり、而して此が爲めに或は特に新制度を設け或は既存の制度を此特殊目的に使用せり、かくて伯林ウイエルメル、スドルフ等に於ては遺族扶助制は純自治團體の事業として形成せられたり。或場合には特別の行政部局を制定し、或場合には此任務は市參事會其他の市政機關の司掌するところとなれり。かく遺族扶助事業が自治團體の事業たるべき特質を有することを高調するにもせよ、之が爲に遺族扶助に執掌せる私的團體を排斥するの意味に非ず。却つて都市行政は是等の私的團體が強制せられずして憑依すべき核心を構成するものとす。普魯亞内務省の布告が此の如き制度の設立を自治團體の指導の下に最も適切なる組織方法として指定し、郡其他の自治團體が此方法に従つて活動せむことを懲憑せるは最も適切なりと謂ふべし。大多數の都市に於ては、社會的遺族扶助は尙戰時扶助機關の司るところなり、従つて遺族扶助例は戰時扶助的性質を著しくす。唯其私的團體の手によりて行はるゝ場合に在りては、都市行政に對して獨立

の地位に在り、唯僅少なる都市に於てのみ、遺族扶助問題は一般的戰時扶助機關より離れ、單に戰時施設として制定せられたるに止まらざる私的團體に委任せられたり、例へば、シャーロットンブルグの如きに在りては、出征軍人の寡婦及遺兒の救濟事務所を私立慈善協會に附屬せしめ、ザクセンに於ては、家族扶助協會に於て癡疾救濟と共に遺族扶助をも實行せり。都市が遺族扶助に關して採りたる方針は、貧民救濟の實驗より得來りたるものなるも、一般に特殊の發達を見たり。細君が結婚前既に就職の經驗あり、且再就業の可能なりときは、扶助は唯職業の紹介に止まり、若し子女ある時は子女に對して或は扶助を與ふ、而して之が爲に都市は、兒童保育人、兒童保護所等の施設を必要とせり。若し細君が未だ職業に慣れざるものなるときは、彼女に職業を示し、且之に適當の職業教育を與へて、不熟練勞働者の過剩供給をして、益、過剩ならしめざるの注意を必要とす。然れ共細君が多數の幼年の子女を有する場合には、彼女が其人格を以て爲し得る限りは、子女の教育は其の重要なる任務なり、斯

の如き場合には、既に諸方に於て提唱せられたるが如く、其教育に對し相當の扶助金を支給すべきは勿論なり、而かも其範圍を如何なる程度に止むべきかは、尙、深遠の研究を要す。若し細君にして、子女の教育を司るべき能力なき場合には、兒童の教育には市自ら之に當り、一方細君に相應の職業教育を附與するの必要あり、且兒童教育の任に當れる母は扶助金を支給するには兒童成長の程度を斟酌し其の家庭に於ける仕事の減少と俱に、扶助金額の低下を爲すべきは勿論なり。

職業相談 (Berufsberatung) 所の設備は、都市に取りて嶄新なる制度に非ず、多數の諸市は既に或は特別の職業相談所を設け、或は労働紹介所又は法律相談所に附帶して實行せるところなり、是等の制度を都市は直接に利用せり即ち、伯林、アルトナ等に於ては、職業相談を労働紹介所に委任せり、而して特に軍人遺族の爲に特別の相談時刻を設けたること其特徴なり。反之、ウイールヘルムスハーフェン及スパンダウに於ては、法律相談所に此事務を委せたり、都市が特別

の救濟所を設立したる場合には、職業の相談亦此場所に於て行はる、ステッケレは職業相談役 (Berufsberaterin) を設け、職業相談役は労働紹介と密接の關係を保ちつゝ、此事務を行ふ。

職業紹介と共に問題と爲るは、職業教育なり、此點に關し都市は軍人寡婦に對し各種の市立職業専門學校を無報酬にて開放せり、遺兒に對しては、主として諸種の空位を與へ、練習所の紹介を爲す。

都市行政の監督の許に於ける扶助委員會の設立に依りて、軍人遺族扶助に關して存したる幾多の權力の分立と、混淆とに、秩序と連絡を與へ得たるが如く、同様の経過は戦傷者扶助に關しても亦認められたり、即ち戦傷者扶助に在りても、當初より遺族扶助に比し決して輕少ならざる分立紛糾の勢を見たりしが、漸次中央官廳及都市の干渉に依りて、必要なる集中統一を庶幾し得たり。プロイセンに在りては、一九一五年五月十日の布告に依り州を組織の單位と定め、バイエルンに於ては郡、ヴュルテンベルヒ及ザクセンに於ては、内務大臣の會

長の許に構成せらるゝ團體を以て組織の單位とす。是等の中央團體は固より自ら扶助事業を行ふことを得ず、故に各地に其支部を設け、之に各地方及各都市の扶助事業を執掌せしむ、自由團體の手に依りて此事業の行はるゝ場合亦決して鮮しとせず、但し大多數の場合に於て、若し地方團體が是等の自由團體を全く抱擁せざるときは、必ずや此兩者間には密接不離の關係を持続せしならん、而して此事實顯著なればなる程、扶助事業の功績見るべきものあり。實際上、戦時瘵疾扶助に關しても亦遺族救護事業に關しても、戦傷者救濟事業の必要とする一切の施設、換言すれば職業相談、職業教育及労働紹介等の設備は都市に於て其大體を平時に於て所有せられ、戦時に於ては唯之を適宜特殊の目的に改造せられたるに止まり、且、救濟保育の方面に於ける市町村の活動は、貴重なる經驗の寶庫を齎し、此經驗は今後縦横に利用することを得べく、一方更に市町村は此新目的に利用することを得べき有給又は名譽職の吏員を許多養成し得たり。又多數の戦傷者は、已に地方行政上扶助の客體たりし者

なりとのこと、及戦傷者扶助事業の遂行は、尨大なる書類と秩序完全にして事務簡捷なる處理を必要とする事實あり。是等の事實を綜合推論するとき、戦傷者扶助事業の負擔者は、市町村を以て最も適切とすと斷定するに付き、何人も異議なかるべし、蓋し是等の全組織は、市町村之を行ふに依りて最簡最明なればなり。戦傷者扶助に伴ひて起るべき各種各様の事務に付きては、醫者、企業者、労働者、工場監督官、徒弟學校理事者等の各般の人士其解決に努力せざるべからず、即ち、地方支部には是等各般人士の代表者を送り、唯、其吏員は下級委員と俱に直接實行の任に當るべし。此支部長としては市長又は市參事會員當るべし、斯くの如くにして多數なる地方各支部間に統一と節制とを保ち得べし。市政理事者は、當該事務の執行に必要な吏員を任命し、其事務所を造る、此場合個々の事務即ち職業相談、労働案内、職業教育等の事務は、既存の市營設備に委任することを得、然れ共尙其完璧を期するが爲めには、此特別の目的の爲め市吏員以外の各種専門家の援助を俟つの必要あるべし。市政と地

方支部との間の關係を如何に規律すべきかは都市に依りて異なる。例へば伯林に於けるが如き純然たる市營救濟制度より、完全なる個人經營たる制度——此の制度に在りては都市は全然別個の團體として交渉するに過ぎず——に至る迄、各種の段階を観るを得べし、但し都市自身が扶助事業の負擔者たる程度の如何は、此事業の爲めに都市が企圖するところある範圍とは全く關係なし、都市は屢々他に模範を示すの必要より、戰傷者扶助に其力を傾注せり。出資の承認——此出資は補助金たる性質を有す、何者、戰傷者扶助事業は、本來國家自身の任務なりとの原則を固執せるが故なり——書類の取扱、市吏員に依る事務の執行、特別事務所の設立、市の負擔たる必要職員の任命、各種の専門學校、徒弟學校の開放、職業紹介、法律相談所の施設、戰傷者の市務雇入等の事項は、市がこの爲に企圖實行せる手段設備の最も主要なるものとす。

第二章 家屋所有者の扶助

上述せるところに依りて明かなるが如く、市町村は參戰者又は失業者の家族に家賃補助金を支給するに依りて、同時に家屋所有者に對しても重要な扶助行爲を爲したり。且、抵當仲裁官制度(Hypothekeneinigungsamt)に於て更に一步を進めたる家主扶助策を認め得べし、尙、此他にも二三の扶助方法あるが故に茲に簡単に説述すべし。

多數の都市に於て家屋所有者は、參戰者たる限り自身の住居する家屋に關して賃借人と同様の取扱を受けたり、即ち、必要ある場合には、自用の住居に關し賃借人と同額の家賃補助金の支給を受けたり、但し都市に依りては小家屋の住居者にのみ制限するものあり、例へばドレスデンに於ては、自用家屋の抵當利息が家賃六百麻克以下の謂は、小級又は中級家屋の借賃に等しきときに限りて、扶助を與ふるものとす、リュストリングゲンに於ても同様に扶助を與ふるは小家屋の所有者に限る。

是等の扶助は、參戰者たる家屋所有者に對してのみ支給せらる。これ以外

に在りて一般に都市の扶助を受くるは、借家人無き爲め困窮に陥り、抵當利息の支拂不能と爲りたる家主に限る。是等の扶助金は返還の條件を附せずして給す、其限額は多く純對數にて定む、例へばポツニウムは月額三十麻克、エシユワイラーは八麻克、マイセンは十五麻克を最高とす、二三の都市、例へばエシユワイラー、フレンスブルグ等は、此種の扶助をも參戰者に限定す。貯蓄銀行が抵當債權者なるときは或は利率緩和の方法に依り、或は、抵當利息の支拂遲滞の違約罰として通常生すべき利息の増加を免除し、且短期間の期限猶豫を爲すに依りても此目的を達することを得。フライブルグに於ては、斯の如き場合に四分ノ一パーセント程利率を緩和し、ゲルゼンキルヘン、マンハイム、及ブラウエンは期限猶豫の方法を採用す。

扶助は消費貸借又は立替金の形式に於て、戦後の返還を豫期して支給するを多數とす、且、斯の如き場合にも利息を抛棄せる都市あり、然れ共此場合には其金額は少し、例へばアウグスブルグは五百麻克を限度として扶助金を支給

す。原則として立替金は利息付として、此の場合には其金額亦多し、而して貸付金は都市の準備金又は特別金庫より之を支出す、而して此金庫は或者は特に家屋所有者の爲のみに設定せられ、他の者は他の職業團體例へば小工業者の爲にも亦設定せらる。其數よりいへば後の組織を以て多數なりと解すべきも、事實上其利益を受くる者は家屋所有者なり、又、茲に論すべきは戦時貸付銀行 (Kriegsdarlehenskasse) なれども、此點は後章信用救済の條下に説くべきが故に敢て省略せむと欲す。ハルレ、ヘルネ等に於ては戦時救助資金 (Kriegshilfsfonds) の設備あり。

最後に此信用救済は、家屋所有者に對して市町村が其出資に依り又は保證の引受に依りて干與せる金融機關、例へば戦時信用銀行 (Kriegskreditbanken) 中産者保護銀行 (Mittelstands beibilde) 等よりも與へらる。是等の場合に於ては、家屋所有者に何等の特典あるにあらず、各種の職業の者の平等に利用するところなり。此他専ら家屋所有者の爲又は主として家屋所有者の爲に、特殊の制度を設け

たる都市あり、例へば、伯林、ウイルメルスドルフは五十萬麻克を小工業者及家屋所有者の扶助に支出し、其事務は特殊の部局をして行はしむ。急迫の必要ある場合例へば不動産の抵當上の負擔餘りに重き爲保證人を立つるに非ざれば市營銀行より貸付を得ること能はざる場合には、市自ら保證を引受けざるべからず、而して、先づ年收四千麻克以下の家主のみを保護せり。ダンチッヒは、戰禍を受けて家賃の收入なく又は期限の猶豫を與へたる爲困窮に陥りたる家屋所有者に對する貸付金として、十萬麻克を家主銀行(Hausbesitzerbank)に貸與せり。貸付金は抵當利息、家屋修繕費、租税及各種の公課、水道費、瓦斯代、渡船賃、運河通航料に消費せらるべく、一人壹千麻克を超過すべからず、但し、此貸與金は市參事會員の抗議あれば貸付すべからず、之と同様の目的を有するは、都市の監督を受け、且都市自身の參與の許に設立せられたるドレスデンに於ける家賃貸付銀行(Mietharlehenskasse)なり。此は株式組織を以て建設せられたる制度にして、家主に抵當利息其他土地の負擔となるべき諸給付の支拂が、家

賃の調達不能なる結果不可能となりし場合に、之に手形債務を負はせ、且、家賃請求權を讓渡せしめて其資金を融通す。土地債權者は、自己が家主に對して有する人的及物的の請求權を、其貸付金より満足を得る限度に於て銀行に讓渡せざるべからず。貸付金額は最高被讓渡家賃請求權の六割に達す、唯、其請求權が相當なる期間内に於て充分満足を得べき見込あり、且、賃借人の手形引受に依りて保證せられたる場合、又は、被讓渡物上請求權が、其強制競賣の場合に與へられたる順位上、其土地の地價の六割を超へざる場合に限りて、七割五分に達することを得。最後の二條件を俱に具備する場合に在りては、十割に達することを得。株式資金は壹百萬麻克なり、其中四分の一は拂込済みなり、此小額の資金中にて會社は戰爭の第一年度に於て、既に二十萬麻克を支出して戰時公債に應募せり、蓋し其他の資金は必要なかりしなり。全體にて七十口の申込あり、其中五十二は契約成立せり。貸出金額四萬八千六百九十四麻克にして、其中既に返済せられたる金額は二萬九千三百三十六麻克なり。貸

出中六百麻克以下三十四、六百麻克以上壹百麻克以下十八なり。此成績は、ドレスデンに於ける家主の窮乏の決して甚敷からざりしことを示すものなり。シエムニッツに於て市會の決議を以て構成せられたる不動産信託會社 (*Treuhandgesellschaft für Grundstücksverwaltung*) は他の形式に於て同一の目的即ち家屋所有者の利益の保護と促進との目的を達せむとするものなり。此資本金二萬五千麻克——其中都市に於て壹萬五千麻克を引受けたり——の有限責任會社 (*G. m. b. H.*) は、土地の管理の委任を受け、土地の強制競賣に附せらるること、抵當權の告知及空家の發生することを防止せむとす。此會社は抵當利息其他土地管理と牽聯せる他の必要費用の支拂の爲に信用を與ふ。會社の利益は、拂込資本の四分以下に制限せられ、其事務は二人の市參事會員及一人の市會議員に依りて執行せらる、此他に十人の監督官あり、其多數は市理事者之に當る。最後に一言すべきは、デュッセルドルフ市の不動産所有者組合に依り新に設立せられたる貯蓄銀行及貸付銀行制度にして、都市デュッセルドルフ自ら干渉せ

ることなり。此銀行は、當初は組合員相互間の人的信用を保護するを其目的とせり。都市は百口の持分(其金額一萬麻克)を有し、之に伴ふ三萬麻克迄の責任を負擔す。

此等一切の制度に於て其主要目的とするところは、家屋所有者に彼等が抵當債權者に對して負ふ債務辨済の資金を融通し、其家屋を舊狀態に維持せしめむと欲する點に在り。抵當權自體を、家主をして整理せしめんと企圖せる都市は極めて僅少なり、例へば、アルトナの如きに在りて、土地の市場價格の三分の二又は四分の三迄を限度として、急迫せる抵當權 (*Nothypotheken*) に市金を融通せる實例あり、戦前より既に市營抵當資金制の設ありし土地は、戦時中も其活動を繼續し資金あれば毎に之を融通せり。伯林——ウイルメルスドルフは、戦前既に定款の作成を見たる二番抵當に對する市營抵當機關 (*Städtische Hypothekensanstalt für zweite Hypotheken*) を一九一五年十月より開始し、戦時中は定款の規定せるが如き一番、二番抵當の消滅の發生せざるべきを定めて、家屋

所有者に對する保護を圖れり。同様にジュセルドルフは、一九一一年に發布せられたる二番抵當の供與に關する規定に大變更を加へ、戰爭の影響たる家屋所有者の困難を緩和せり。以前の原則に依れば、價額五萬麻克以下にして且四室以下なる家屋の新築の場合に限りて、資金の貸付行はれたるも、新規定に依れば、必ずしも新築の場合に限らず、且其價額も八萬麻克以下とし、五室を有するものも可なりとせり。貸付金額は、最高家屋價額の八割とし、且個々の貸付の最高額は、一萬二千麻克とす。此目的の爲に、百萬麻克を支出せり。物的信用の逼迫救済は、戰時中と雖引き續きて議論せられたり。都市組合は其態度を變更せず、ケルンに於ける中央會議に於て原案維持に決定せり。上述せる諸種の制度以外に於て、都市は家屋所有者を保護するが爲に、租税の延納許可又は租税拂戻しの方法を採用せり。獨逸市會中央會の報告(Einblick)中にある統計に依れば、此延納許可又は拂戻しを小委員會の手に依りて實行せるもの、一七二都市中の六六なり。而して延納の許可は地租に限定し、

之に亞いで問題と爲るは運河渡航料(Kanalgebühren)なり。全然免税を爲したるものは、マゲデブルグ、ステルクラーデ等二三の都市なり。不利用土地に對する地租の拂戻しは、アルトナに於て行はれ、家屋税の徴收に際して、家賃収入の状態を斟酌せるものは、ハンノーバーなり、但し是等の制度は特に詳述すべき特徴を有せず。

資金に缺乏せる者加之時としては、債務過重の者に對する是等の方策の正當なる判断は、家賃補助金の支給の場合と同様の見地より下さざるべからず。市町村は斯の如き場合に、扶助を爲すべき一般的義務を有せず、且是等家屋所有者の經濟上の地位を、他の者に比し過度に保護維持すべき何等の利益を有せず。一切の救済事業に對しては、一般に、經濟上の不健全なる存在は、之を維持することを得ずとの原則勵行せられて然るべく、戰爭が將來する經濟上の危機の如き社會經濟の革新的經過(Röinigungsprozess)は、恣に其暴威を振はしむるこそ適當なれ。斯く謂へばとて、個人に對し何等の扶助を與ふることなく、

自力に委せて新存在の建設に放置し、かくて困迫の蠶食に委せしめよと主張するに非ず、一制度の非を高調すればとて、他の一切の經濟組織の新設の方策を排斥するの意にあらざるは勿論なり、蓋し前者は經濟上の害惡者に對するものにして、他は健全なる經濟的根據を有する者に對するものなればなり。

第三章 失業者保護

自治團體が失業者保護事業に執掌することは茲に年あり、故に戰爭が將來したる此問題に於て新奇なりと稱すべきは其一部分のみ、而して其第一と目すべきは開戦當初の週間に於て夥しき多數に上れる失業者の數なり、蓋し斯くの如き多數の失業者を出したるは、獨逸人の未だ經驗せざるところにして、且、類似の經驗だも有せざるところなり。労働者階級に屬する者のみならず、各種の雇傭員、殊に自由職業に従事せる者の範圍に於ても大多數の失業者を出したり、而して後者の中に在りては、從來の經濟上の危機に於ける先例と全

然正反對の現象を呈し、婦人の失業顯著にして且甚大なりき。戰爭の經過中失業者の範圍及失業に陥りたる者の種類は隨時に變更せり。戦初に在りては既に述べたるが如く、多數の失業者を生じたるも後漸次又其の數を減じ、殊に男工は戦時工業に於て多數の労働者不服を告げたる結果、其方に就職するもの多數なりき。他の工業例へば木材彫刻業及建築工業に於ては失業狀態の繼續を見たるも、而かも是等の工業に従事したる労働者は、漸次他の方面に轉換したるが故に、勢ひ失業者は其數を減少せり。最近に至りて、羊毛木綿其他皮革の如き原料品の缺乏を告げたる結果、再び多數の失業者を生じ失業者保護の問題は再度其火の手を上ぐるに至りぬ。就中婦人失業者の經過は趣味あるものなり、此社會に於ても戦初には多數の失業者を生じたるもしかも、尙男工に於ける程には甚敷からざりき。其後男工が他の新職業に従事して、移動するに及びて婦人は從來男工の手に爲されたる労働例へば各種の工場公務又は交通機關等の役務に従事するに至り、從來男工の爲したる仕事を處

理せり。市務に服役する婦人の數が如何に急激に増加せるかは、既に第一章中に於て研究せるが如し。他の部分の婦人は本來の出生地たる農業に復歸せり。従つて殘存するところは、既に成長せる婦人にして、労働能力の低級なる者、例へば大多數の婦人の所屬する階級たる子女多き細君の類之なり、而して是等の婦人は戰前に於ては其必要なきより、労働に従事することなかりしものなり、而して是等の階級の、一般労働市場に於て保護を受くること能はざりし婦人は、大部分公共的保護即ち都市又は都市と共に活動せる自由保護團體例へば愛國婦人會は又赤十字社の保護を受けたり。職業紹介、開戦當初は勞力分配の問題は、主として必要な農業上の労働供給に關して起れり、於是乎公共職業紹介所に對し大なる活動範圍提供せられたり、同時に從來の發展を以てしては、此方面の需要に應ずるに不充分となれり。職業紹介に關する公共的設備を缺きたる都市は多數にして、他の都市に在りて此制度を有するものも其間に統制と調和とを缺き、都市經營の労働紹介所の外に、企業者、労働者、

公益團體の經營にかかる労働紹介所、又個人經營にして營業として爲さるる職業紹介所亦數多く存在せるなり。此兩個の缺點を補ふが爲めに、何等かの方策を講ずる必要あり。開戦以來多數の市町村に於て市町村營職業紹介所、郡に在りては郡營職業紹介所新に設立せられたり。國家の監督官廳は屢、市町村に、此種の設備を爲すべきことを慫慂せり。各種の職業紹介所の統一運動は、其効果比較的尠なかりき、ドルトムント、マンハイム等二三の都市に於ては、既存各種の職業紹介所を市營紹介所に附屬せしむることに成功せり。個人たる企業者又は労働者の經營する職業紹介所が其活動を停止せざる場合には、少くとも公營紹介所と意思疏通を圖り、自ら満たす能はざる空位及労働需要は公營紹介所に譲れり。

其他の土地にては元の分立状態は依然として存續せり。但し職業紹介所統一の傾向は、ブラウンシュヴァイグ、ブレーメン等に於ける如き國營職業紹介所の設立又はマグデブルグ、ドレスラウに於けるが如き各市町村區劃又はより

以上の大區劃を範圍とせる中央法律相談所の設立に依りて大に促進せられたり、唯此制度は都市行政の範圍外に逸脱するものなれば、茲には悉て之を割愛せざるべからず。地區的の統一に付きては市營職業紹介所を以て適當の機關とす、唯市區相互間の統一を達するが爲には、各保護せらるべき區劃内の經濟活動の中心點を形成するものなるが故に問題を生ず。上述するところに依り是等の紹介所には、戦時及戦時より平時に入る過渡時代に惹起せらるべき職業紹介に關する一切の任務を委任せらるべきものなり。職業紹介制度に特殊の趣味を有する人の諸會合より發せられたる要求、及一九一五年三月廿日の帝國議會の決議に於ても市町村を以て公共的職業紹介の設立及管理の最適機關と爲したるは、固より其ところなりとす。

緊急工事 (Notstandarbeit) 開戦の第一打撃として都市行政及國家行政は、其土木企業を大部分中止せしが其後漸次之を再開するに至れり。八月末即ち西部戦線に於ける侵入が防止せられたる時に及びて工事は再び開始せ

られたり、其後幾干もなく多數に上れる失業者は、工事中止と正反對の方策たる市町村事業を可及的擴張し、尙其上大規模なる緊急工事 (Notstandarbeit) を起して多數の失業者保護を圖るを必要とするに至れり。帝國統計局 (Das Kaiserliche statistische Amt) の報告に依れば、一九一四年十二月に於ける工場労働者中の失業者は、百に對する七二の割合なり。多數の都市は此要求に従ひ緊急工事を新設し、又は之を擴張せり、但し此範圍は數字を以て示すことを得ず。此緊急工事の性質は平時に於けるものと異なることなし、即ち出來得る限り目下刻急の急迫状態を救済せんと欲する一時的施設たるに過ぎず。此目的にて選擇せられたる工事の種類も大抵同様なり。男工に關しては道路工事運河工事及鋪石工事を其主要なるものとす、唯大體に付きて論ずるときは、僅少の例外を除き市町村にして此方面に力を注ぎしものは少數なり。ヴェルテムベルグの保險會社は、市町村に緊急工事資金として五分の率にて融通の便を圖り、緊急工事労働者の勞銀に對し幾割かの補足金を出したり。一九一四年末

迄に十萬九千五百麻克の貸付と三萬六千一百三十三麻克の支出を爲したり。一九一五年十二月七日迄に前者は四十萬九千八百二十五麻克後者は八萬九千一百〇八麻克に上れり。スツットガルト、エスリンゲン等五十七の市町村は此方法にて救濟せられたり。

他の種類の緊急工事を以てしては失業者の一部分のみ保護せられたり。多数の婦人労働者及自由職業に従事せる者は何等の保護を受けず。前者に對しては縫紉工場を設備し又は縫紉労働又は補綴労働(Näh- und Strickarbeit)を家庭労働として與ふるに依りて之が救濟を圖れり。當初此制度は、伯林——マイセンゼー、ストラースブルグ等の都市に於ては都市事業として經營せられたるも適當なる労働の缺乏に苦しみしが、爾後此制度に比較的大なる軍事労働の委任せられ、効果多き活動に對する根據形成せらるるに至りぬ。他の都市に於ては、此事務は各種の公益團體と協調して行はれたり。此場合都市又は愛國婦人會の如き中央戰時救濟團體が其事業の牛耳を握れる、場合には、

實際上困窮せる婦人に労働によりて扶助を與へむとする目的を達成し得たり、而して戰時救濟機關との提携は、此司配を可能ならしめたり。此提携を缺ぐ場合には不純分子に依りて攪亂せらるるの虞を免れ得ず。

一切の場合に労働供給に依りて扶助を爲し得べきものにあらず。斯の如き場合——而かも此場合は戰時に於ては極めて多数なり——には、金錢扶助(Geldunterstützung)の外別に方法なし。此失業者に對して現金扶助を爲す方法は、平時に於ては假令經濟上の重要な急機に際しても之を採用するに躊躇せり、即ち、デント式又は類似の方法に依る現金扶助金の制限給付の方法すら之を採用せる都市は極めて少数なりき。戰爭の將來せる新需要又は新状態に對しては在來の一切の失業救濟機關は不充分なり。救濟を必要とする者の範圍は頗る廣く、且、失業者は既に述べたるが如く、平時に於ては失業の問題に無關係なりし種類の職業よりも發生したり。従つて一切の市營失業救濟資金制(Arbeitslosenkappe)の根據たる組織的自力救濟の特權を廢棄し、扶助を各般

の労働者と、収入の點に於て之と同様の地位にある他階級の者、例へば商店員、小手工業者等にも均霑せしむるの必要湧然として起る。戦時に成立せる失業救済機關は、職業と職業に伴ふ危険との斟酌を排斥し純然たる救済機關と爲りぬ。コルマール、フライブルグ等の諸市に在りては依然として舊制を保存したりしも、其救済すべき人の範圍を擴張し又は、組織を有せざる者にも扶助を與へて、新時代の要求に應じたり。各工場の失業者保護に對して補助金を支給する平時施設に根據せる制度には、既述せる各市の外多數都市に於て其改廢を試みたり、其中主なるものは伯林、シムニッツ、ドレスデン等にして、組織なき労働者にも適宜の規定を爲したり。

戦争當初に於て驚くべき多數の失業者あり、各工業的組織體は、市町村をして失業者扶助制を施行せしめむが爲不斷の努力を繼續せるに拘らず、加之、各國の中央國家官廳保險會社は特別補助金給與の方法に依り、又帝國自身すらも補償金の下附に依りて此制度の完成に努めたるに拘らず、此重要任務を實

行せる市町村の數は比較的少なかりき。正確なる數字は之を記述すること能はざるも、工場組合委員總會が二回發し、更に金屬労働者協會の發したる訊問に對する返答を見ることを得。一九一五年の工場組合委員總會の報告書第十二號は、八百四十六市町村に關するものなるが、之に依れば五二七市町村に於て失業者扶助制度を設立し、四市町村は主義として之れに賛するも未だ實行せず、三一五市町村は之を排斥し又は廢止せり。是等の狀況は決して良好と謂ふべからず。然れども此點に關し忘却すべからざるは、訊問を發せられたる八百四十六の市町村中には、大都市又は少くとも工業般盛なる市町村を存することなり、何者、是等の都市に於てのみ委員總會に報告を爲したる産業の聯合を存すればなり。一九一五年初より労働市場に於ける状態良好に赴きたるが故に、失業保護に關する新制度の設立せらるるもの殆ど皆無なりき。此例外を爲すものは、織物工業、製靴業、製菓業、及洗濯業者に對する特別扶助なり。

現金扶助額は都市によりて異り、且、戦争中金額は屢、變更せられたり。故に各個都市の數字を示すは無意味なり。現金扶助制は、他方家賃扶助料制及各種現品の給與によりて補充せられたる場合多數なり、其他にも別に各種の兒童保護、醫療及醫藥給與出產扶助の制あり。吾人が前章軍人家族扶助の條下に於て、他より給與せらるる扶助を減算すべきや否や、又は家族事情の斟酌如何の問題に關して説述したる原則は、失業者扶助の問題に關しても適用あり。失業者扶助は、假令其扶助金支拂が救貧機關の手に依りて行はるゝ場合に於ても、貧民救済の意味を有するものにあらず。被扶助者の區劃は大に差等あり。扶助は單に勞働者階級に限定することを得ず、他の職業の夥しき失業者をも扶助するの必要あり。伯林ブレイメン等の多數の都市は、各種の雇傭者及手職人生産者等の獨立人、其他自由職業者をも被扶助者の範圍内に入れたる、従つて屢扶助の客體として、職業を失ひ又は扶助を必要とするに至れる住民なる文字使用せられたり。疾病資金、年金又は定期金を取得する者又は貧

民救助を受くる者は、何れの場合に於ても排除せらる。扶助を受くる爲には一定の期間住居せる事實の證明を要するが爲め、被扶助者の範圍は大に制限せらる。中央行政官廳は布告を出して、此制限を可及的寛大なる解釋を採るべき様取計ひたり。大多數の場合には、一九一四年六月一日又は七月一日若くは戦争開始當時を計算の出發點とす。

平時に於ける失業資金に於ては、失業状態の發生と同時に扶助金を支給す故に此場合には救助の必要ありや否やを査定せず。戦時に於ける失業者扶助は趣を異にす、此場合には救助の必要なる事情の存在を必要とし、而かも如何なる場合に此必要の存在するものと認むべきかに關しては規定するところなし、此際は貧困救済官 (Armenpfleger) 又は特別の信頼機關 (Vertrauenspersonen) の裁定に俟つの外なし、此場合に於ける失業者扶助は、事實上救貧制度の一變體と見るを適當とす。他の都市に於ては、一定の所得額を限度とし、其所得額を超過する者には扶助の必要なしとす。他の源泉よりする所得ある場合には、

其者の所得を一定額迄に限定し、其所得額を超過して扶助することを得ずとする間接の方法に依りても同一の目的達せらる。超過の程度に従ひて扶助額を同程度に減少するなり。

労働を爲す義務も、亦平時の失業救済資金に於けると異れり。スウェットガルト、レーゲンスブルヒ等の諸市に於ては、失業扶助金は全然之を支拂はざるも、失業者生ずる毎に直ちに労働を紹介し、失業者は彼の以前の職業が如何なりしか又は労働の如何を問はず、其労働に従事する義務あり、但し其他の諸市は此點に迄は到達せず、即ち、失業者の身體の状態及彼れの教養如何及職業の種類に對し屢適當なる酌量を加ふ。獨身労働者は、國外労働をも常に引受くる義務あり、結婚せる労働者は、家族との同居が其爲め侵害せられざる場合に限り其義務あり。

既に戦前より、失業の期間を利用して、失業者に一層大規模にして且一般的職業的なる教育を與へ、斯くの如くにして再三發生せる失業狀況を豫防すべ

しとの議論屢發表せられたり。而して吾人の知る限りに於ては、此意見の實行せられたるは何處にも無かりき。戦時に於ては、此意見の試みを爲すべき更に重大なる理由加はれり。婦人労働者及幼年労働者の失業数は頗る大にして、織物工業、製靴業、其他に於て労働制限行はれたる爲、婦人工を多く産業労働に使役したるにも拘らず尙其失業者数を減少するに至らざりき。是等の年若き婦人工に取りては、失業状態は風儀的頹廢を生ずるの端緒たりき、此弊風を防止し、同時に處女の修養を高上せしめむが爲に、愛國婦人會は或は自己の發案に依り、或は都市行政廳の德憑に依り、晝間家庭學校 (Tagheime) を設立し、此處に於て裁縫其他各般の家政衛生等を教授せり。一切の不眞面目を避くる爲に、教授の任に當る者は其道の大家なり。此制度に於て特に重要なものは、終日婦女をして仕事に従事せしむることなり。之を以て教授上充分の時を得、充分の完全を期することを得。都市は原則として、晝間家庭學校の費用を負擔す。失業扶助金は、晝間家庭學校の手を経て支給せられ、其指導を爲す。

スツットガルトに於ては、學校に滞在する期間——最長二箇月——労働局に爲す日々の届出義務を免除す。此制度の缺點は、其經營費用の多額なることにあり、何者此學校教育をして効果あらしめむとせば、充分の學識修養ある人を教師とする必要あればなり。故に其充分なる設備は大都市に於てのみ期し得べく、他の小都市に於ては稍不満足なる設備を以て満足するの外なし。日中數時間の教育殊に家政教育の試みは、既存の練習學校(Fortbildungsschule)の設備と相提携して大に効果を擧ぐることを得たり。

織物業、製菓業及製靴業に於て産業制限を行ひたる結果、失業者救済は一層擴張せられたり、帝國は此點に付き、市町村の失業者扶助資金の源泉として加擔し、市町村出費の二分の一、特別の事情ある場合には三分の二、若しくは四分の三を引受くべきことを宣言せり。更に、又、織物業労働者組合は、市町村に請願し、市町村事務に對する雇入、簡單なる緊急労働の實施、國內及國外の企業者の許に於ける労働紹介、失業織物職工への扶助金下附又は疾病資金の支拂等

の實行を要求せり。かくて市町村は先づ、失業織物工の救済を爲す必要あり、而して一九一五年十一月十八日の聯邦參議院の命令に依り支出せらるる帝國扶助金を根據として、各國の管轄省より統一的規定の企てらるる迄は幾箇月の日子を要したり。バイエルンは此扶助を、各郡又は郡直屬の市町村に委任せり。費用の支拂には國亦參加す、且企業者はその一部分を負擔せざるべからざるが故に、市町村の負擔は結局僅々全額の六分の一に止まる。施行は労働者及企業家より同數の委員を出したる委員會の手によりて行はる。他の聯邦國に於ても扶助は市町村に委任せられ、帝國、聯邦各國、市町村及企業者間に於ける費用の區分は各種各様に規定せらる。バーデンに於ては、上部バーデン全部を一團として、レールラッハに首部を置き、七都市と二十六村を包含する特別の目的團體を組織せり。更に此上に上級の團體を置く。斯の如くにして更に廣大なる類似の區劃には、地方廳に於て統一的規定を遂行することを得、反之、サクソニー、ブラシツヤ等の他の州に於ては、扶助は都市に依りて

異れり。

織物業職工に對する扶助規定は、一般失業扶助の規定と一致す。扶助必要の確定、他収入の加算如何に關しては、同様の規定發布せられたり。

而かも織物業職工の扶助に當りては、勞働制限が失業者に對し重要な役目を演じたり、特別規定を以て勞働の擴張及其可及的多數の勞働者に對する分配を考へ、以て成るべく其所得の大部分を留存し得しめたり。失業扶助は唯其補充的任務を盡すに過ぎず。必要の有無を調査せずして、賃銀の缺漏を補充することバイエルンの諸市に於けるが如き制度は、實質に於て平時に於ける失業資金制度に接近し、唯兩者の差異は、勞働者が全く掛金の支拂を爲さざる點に在り。

織物業職工の扶助制度は、大多數の場合都市に依りて、一般失業扶助事業に附帶せしめらる。從來此制度を缺きたる場合に在りては、特別制度を設備したり、但し伯林の如く織物業職工扶助を一般失業扶助より分離せる二三の都市無

きに非ず。

第四章 疾病扶助

一九一四年八月四日に發布せられたる疾病資金の給付能力保全に關する法律は、戰時中疾病資金 (Krankenkaese) の給付を、定則給付 (Regelleistung) に限定し、掛金を元本勞銀 (Grundlohn) の二分の一パーセントに確定せり。其他此法律は家庭産業上の疾病保險に關する帝國保險條令を廢止し、上級保險局に、關係市町村又は疾病資金の申請により其地方條例を認可するの權を與へたり、之に依りて帝國保險條令施行前に於けると同様の状態に復したり。家庭産業者の疾病保險に關する規定は、其實績を擧ぐることを得ざりき。此規定は煩瑣にして且多額の費用を要する行政機關を要し、甚だ織細巧緻なる掛金及減算組織を有し、且勞働者に對する疾病資金の給與を限定せり。故に地方條例 (Ordnung) を有する一切の市町村は、其條例を固持せり。新帝國保險條令の實施を

見たる地方に在りては、何處に在りても其實行不可能なること明瞭と爲れり。此ことは舊地方條令を廢止したる伯林に於て最も顯著なりき。幸にして大多數の都市は、帝國保險條令第四八八條の規定に依りて留保したる地方條令を、戦時中も維持することに決定し、又は一九一四年八月四日の法律に依りて新地方條令を發布して、家庭産業者の扶助を新設したり。一九一五年度の疾病保險年報第四十九頁に依れば、舊地方條令を固守したるもの五十八、戦争中新制度を發布したるもの五十九、帝國保險條令を維持したるもの四十なり。新地方條令に依れば、帝國保險條令に於けるよりも、遙に簡單明瞭の目的を達し得たり。之を大觀するに、家庭産業者の保險を可及的一般保險に附合せしめむとすること其努力の傾向なり。

第五章 中産者扶助

戦争の打撃を受けたる者の中には、獨立して商業或は生産業に従事し、又は

自由職業に従事せる中産者あり。多くの經濟上の根據薄弱なる者は、戦禍を受けて殆んど全滅し、此形勢は殊に經營が全く企業者個人の力に頼り、而かも其企業者が召集を受けて自ら經營の衝に當ることを得ざるに至りたるものに於て甚敷かりき。信用經濟が突如として現金經濟に變じたることも、小産業者にとりては多大の困難を惹起せり。信用は彼等より全く奪取せられ、或は殆ど堪ゆることを得ざる條件の下にのみ維持せられ、原料品の價格の騰貴は凄じく、帝國及各聯邦國は其建築工事を中止し、従つて此工事を職業とせる者に對する委託亦中絶せり。充分の緊縮方針を採り、目的物の狹隘なる範圍に貸付能力を制限し、且人的信用を排斥して唯抵當貸付のみを勵行せる貸付銀行は、貸付能力ある物件を所有せず、主として人的信用にのみ其基礎を置きたる人の需要に應ずるに足らず。故に是等の商人又は生産者に信用を與へ、此信用に依りて貸付を爲すべき制度を設立するの必要最も急となれり。都市は二重の方法にて此必要に應じたり、即ち都市自ら純市營機關として斯の

如き信用機關を設立するか、株式又は假株券の引受、或は保證の引受を爲す等の方法に依りて、斯くの如き金融機關の設立に干與することなり。大多數の都市は、第二の方法を採用し、且原則として擴大なる地域を活動區域とせる信用機關を選びたり、但し例へばライプツヒ、ミンヘンの如きは、唯市町村のみを其區域とせる金融機關にも參與せり。多くの場合に信用機關の設備は、都市の參與を俟ちて始めて成立せり。市は多く巨額の營業資本を引受け、多額の責任を負ふが故に同時に其負擔する危険亦輕らず。固より此責任の實施せられざらむことは、一般人の希望せるところにして、且此希望は實現せられたり。何人と雖、今次の大戦亂が如何にして終結し、其經濟的慘害が如何なる總決算を爲すべきかを豫見し得るものなし。戦時信用機關制度の詳細は之を論述することを得ず、唯市町村が必要なる影響を此機關に及ぼし得むが爲に多數の監督機關の設立を必要としたる點は之を述べ置かざるべからず。

純然たる市營の信用機關制度は、伯林—シエネベルヒ、伯林—ウイメルス

ドルフ等の諸市に在り、各市の機關は其組織に於て大體一致す、即ち是等の機關は充分の擔保を立て、借金證文又は手形を入れたる者に貸付を爲す。貸付金額は伯林—シエネベルヒに於ては二千馬克、ゲルリッツに於ては一千馬克、其他の都市に於ては三千馬克を最高とす。期限は手形を入れたる場合には三箇月、期限の延長は原則として、唯一部の支拂を爲したる場合—多くは一割以上—に於てのみ許さる。利率はシエネベルヒ、ウイメルス等に於ては、帝國の貸付銀行の利率よりは四分の一パーセント丈け高し。マグテブルグに於ては、銀行割引率より一パーセント程超過することを得、ゲルリッツに於ては、五パーセントに確定せらる。シエネベルヒ、ウイメルス、マグテブルグに於ては、信用機關の資本金は五十萬馬克にして、シエネベルヒは四十萬馬克、ウイメルス、ドルフ、ノイケルンは三十萬馬克、ヒルデスハイムは二十萬馬克、レーニエ、ゲルリッツは十五萬馬克、ワンツベックは十萬馬克を支出せり。

信用機關の事務執行は、市會又は市參事會の議員より選出せられたる委員

會の手に依りて行はれ、委員會は表決權なき鑑定人を參與せしむる權利あることあり。委員會は貸付請求に對し終局的の裁決を下す。類似にして、且同一の目的を庶幾する制度一九一五年ライプツヒに於て設立せられたり、詳言すれば三十萬麻克迄、小產業者に對し國庫產業組合資金より特に參戰者の産業再興の目的を以て貸與せられたる貸付金に對し、都市自ら連帶保證の責任を負擔するなり、此場合に於ても債務者よりは、一人又は數人の連帶保證人を立てしむるか、或は確實なる抵當、其他有價證券を供託せしむるに依りて、相當の擔保を要求するなり。經營は此場合に於ても混合委員會に委任せらる。市營信用機關の外、市營貯蓄銀行をも亦對人信用の附與及安全なる抵當の貸與の爲に、平時に於けるよりも一層大規模に利用せむと試みたり。一九一四年八月十六日の普魯亞內務省の布告は、市町村に對し、其抵當の貸付又は對人信用の附與を許せる法規を利用し、又は斯の如き規定を貯蓄銀行定款中に採

用すべきことを命じたり。此目的に使用する資金存在せざるときは、貯蓄銀行は貸付銀行の手許に在る有價證券を、資本金の五分迄質入するの權利を有せざるべからず。抵當の貸付は、固より第一番抵當に限る、且抵當資本金の五パーセントを超ゆることを得ず。第二番抵當には、吾人が前に學びたる如き戰時信用機關の特設なき限りは、何等貸付可能性なし、従つて伯林市は家庭又は土地所有者と結合して後順位抵當の爲に戰時貸付銀行(Kriegsleihtungskasse)を設立し、自ら其主たる株主と爲れり。此施設に依りて後順位抵當の性能に對する信用を維持し、且は同時に不動産の所有を促進し、何等かの方法に依りて、金錢の調達を爲さざるべからざる小年金者、殊に寡婦階級に在る抵當債權者を扶助するを企圖せり。此株式會社の構成に關しては詳細の説述を爲すを得ざるも、唯二箇の點を採りて説明すべし。此銀行を要求せる抵當債權者は、主として自己抵當(Eigentümerhypothek)を有する家屋所有者にして、是等の者は此方法に依りて、其不動産の爲に資金を調達せむと圖りたり。特に此制度設

立の目的となりし他階級の者は、却つて之を必要とせざりき。第二には、會社は其兩年度共に極めて微々たる活動を爲すに止まりしことなり、一九一五年十二月末日迄に、總額十萬四千七百麻克を貸出したるに止まる。此點より見れば、家屋所有者の地位は、家主組合の理事者より陳情せられたる程苦しからざりしことを知るに足るべし。

戦争の打撃を受けたる者の中特に忘るべからざるものは、自由職業者就中、美術家及美術工藝家なり、故に大多數の都市は、此種類の人々の爲めに特殊の扶助手段を講じたり、例へば、ライプツヒ市は美術家及美術工藝家に、或仕事を解決する設計又は模型詳言すればライプツヒ市の美觀に關する提案、光澤ある墓碑の設計及模型、記念建築物の彫刻的裝飾、市民證 (Bürgerbrief) の新意匠を發案提出せむことを奨励し、都市は其最良なるものを採用す。フランクフルトに於ては、市會は四萬麻克を支出し、此資金より小作品を買得し、或は美術家間に於ける競争を促進す、又都市は展覽會の開催に參與し、資金を出して之を

扶助したり。

第六章 食料政策

帝國中央官廳は戦争の當初に於ては、一切の食料政策に手を染めざりしが故に、市町村は、其一部分は既に動員中に於て、其住民に對する食料品問題を講究せざるべからざるに至りぬ、而して市町村は此目的の爲に、第一着に於て穀物、粉類、殖民地産物所に依りては、其外に家畜及肉類の大規模なる買占めを爲したり、例へば伯林市は多量の粉類をオストハーゲンに貯藏し、粉類穀物並に屠殺家畜、生肉の輸出を禁止せり。其後市參事會に食料品調達の爲六百萬麻克の信用與へられたり。シャロットブルグに於ては、同一の目的の爲に市會が一百萬麻克を支出せり。他の一切の大都市は略類似の處置を採り、殊に要塞都市に於て然り。是等各種の制度を一々列舉説明するの必要無し、何者大體同一組織を有すればなり。既に此時代に於て、食料品の購入を廉價な

らしめむが爲に、市町村の組合成立せり、例へば、アルンスベルグ縣に於ては十五の市町村團結して斯の如き組合を構成せり。動員及開戦の初期に於ける市町村の大々的買収は著しく價格の騰貴を惹起したり、蓋し、市町村は唯食料品を得るの必要上、其の買上價格の如何を顧みざりしが故なり。既に此戦初に於て、都市は先づ其住民の食料品の供給の安全を圖らざるべからずとの意見發表せられたり。此任務が戦争前に都市又は都市組合の多數の者に依りて、拒絶せられたることは公知の事實なり。必要は此反對を根本的に一掃せり、即ち賛成にせよ、反對にせよ、都市は其事務を擴張し、現今に於ては地方に於ける食料問題の最も重要な負擔者としては、先づ市町村を擧げざるべからざるに至りぬ。其任務は大凡次の四點に包括することを、第一に食料品の充實、第二に食料品の適當なる分配、第三に食料品價格の調節、第四には食料品の消費を適宜ならしむることなり。

(甲) 貯藏品の調達

貯藏品を調達する爲には、自ら生産する方法を採るか、買収の方法に依るか、を區別せざるべからず。現今の都市行政は、自ら各種の生産事業に従事するを好まざる一般の傾向あるが故に、此場合の食料品調達に付きて、自ら之を生産する方法を採らずして、買収に依りて之を取得せむとするに傾きたることは毫も怪むに足らず。戦争の當初に在りては、尙多數の食料品市場に存在したるが故に、市場に於て買主たる地位に立ち、買収の方法に依りて、將來の貯藏品たるべき食料品調達を圖ること遙に簡單なりしなり。然れ共其後食料品の數量減少し、各種物品の缺乏明かとなるや、都市は自ら經營するか、又は在來の民間事業を促進するかの方法にて、物品の生産を企圖せざるべからざるに至りぬ。以下簡單に其活動狀況を觀察すべし。

戦時中著しく其貯藏額の減退したる最も重要な物品中にて、先づ肉類製品、牛乳製品を數ふべし、故に都市は第一着手に於て此方面に注目せり。牛の飼養は行はれず、若し牛を飼養したる場合には、都市に多量の牛乳を供給する

爲の乳牛なりき。反之、豚の飼養は各都市に於て大規模に行はれたり。幸にして都市の各屠場に於て、適當なる是等獸類の飼養場を發見し得、且同時に其處には充分利用せられ得べき飼料も亦存在せり。ブラウンシュワイグ、スツットガルト等の諸市は此方法に依りて實行せり、カールスルーエは數百頭の豚を市營牧場に飼養し、其後以前の化學工場に於て飼養場を開設せり。其範圍頗る廣く、大略二千頭の食用豚、百頭の母豚、其他多くの仔豚を飼養することを得たり。豚の飼料には大部分臺所の殘物を以て之に充て、都市自ら之を聚集す。他の諸市は其土地又は園圃に或は豚の飼養を開設し、或は既存の制度を擴張せり。同様にしてフランクフルトは、其財團法人の土地を利用し、ヘルデスハイムは新なる土地を購入し、フライブルグは耕地を使用したり。之と同時に都會の庖厨の殘物利用亦大に努められたり。

豚飼養の他に、最近に至りて小動物の飼養事業が都市の注目を惹きたり、即ち、或は肉類を得る爲に、或は私人に仔又は雛を交附する目的を以て、市營の養

兎場又は養鶏場開設せられたり。是等の事業は尙初期にあるが故に、未だ都市に多量の生産品を支給するに至らず。

肉類の調達と密接なる索連關係を有するものは、市營屠殺場及屠獸事業なり、是等のものは或時は私營生産業の衰頽に干與して、肉類を市場に供給することを目的とし、或時は肉類の價格を審査して、廉賣を以て市場價格を安定せしめむと欲するなり。是等の設備は主としてガウデンツ、フニト、パッサウ等の小都市に於て實行せられたり、都市は地方に於て直接家畜を購入し、之を屠殺し、肉類、腸詰、脂肪等を自ら販賣す。是等の市營屠場の大部分は、永續的設備として設立せられ、主として小産階級者の利益に歸したり、但し所に依りては、唯一時的の活動を爲すに止まるものもあり、即價格引下げの目的を到達し得たるときは、其活動を停止する也。

一九一六年度に於て實行せられたる家畜及肉類行政の大勢は、一切の副産物を合理的に利用し、物資の品質及價格を確定し、就中肉類が不當に多量の腸

詰めと爲さるゝことを防遏する爲に、腸詰製造業を自ら經營するの方向に嚮へり。ドイヌブルグ、ヅセルドルフ、ゾリゲン等の諸市は此方法を採用し、ストラスブルグ亦市營腸詰製造場を設け、戦後も其事業を繼續するものとせり。最後に附記すべきは、ハーノーバー、リンデン、ゲッティング等の魚肉貯蓄場の制度にして、海軍軍人の採取したる魚類をウールヘルムスハーフェンに貯藏し、之を是等の各都市の消費に供する爲め分配するものなり。牛乳輸入額の甚しき減退は市町村を強制して、平時永らく其荒廢に委せしめたる牛乳製造及牛乳分配の事業を其任務と爲さしめたり、且此際には分配問題よりは寧ろ製造問題に努力するの必要ありき。牛乳の購入又は乳源の開放に依りては、都市に於ける牛乳の貯藏額を増加することを得ざりき。百姓の乳牛飼養は大に衰退したるが故に、之より生ずる牛乳の購入に依りては、殆ど牛乳の貯藏を庶幾することを得ず、且、牛の價格の騰貴は乳牛の賣拂を誘起し、而かも其補充を妨害せり。一九一五年末より一九一六年初の頃に至り吾人は都市が漸次其

土地、園圃其他の場所に於て乳牛飼養を開始せるを見る、例へば、ストラレーヌブルグは瑞西より三百八十五頭、和蘭より五百頭、ニールハインに於て三十九頭の乳牛を取得し、其一部分は市内に於て、他の部分は田舎に送りて飼養せり。毎日の牛乳生産額七千乃至八千立を以てすれば、五歳未満の兒童の要求は充分に満足することを得。乳牛の平均價格は一千四百麻克なり。同様の経過はマンハイムに於ても行はれ、同地に於ては戦前十萬立の牛乳輸入額は、一九一六年三月始に於ては三萬三千九百立に激減せり。此必要に應ずる爲に、牛乳中央組合 (Milchzentrale) 〓都市は其主要株主たり〓は和蘭より三十一頭の乳牛を輸入し、其他都市の新設せる農産業用の爲に、四十頭乃至六十頭を取得せり。農産業の既に行はれたる場合には、乳牛數増加せられたり、同様にフライブルグは耕地上に飼養せる乳牛數を、二百頭に増加することを決定し、フランクフルトは財團法人所有地に飼養せる乳牛數を、最近に至り五百頭に増加せり、蓋し、嬰兒用牛乳の需要を満足せしむる丈の乳牛數を用意するの必要急なり

しなり、同一の理由よりマインツは内容充實せる牛乳業を其土地と共に三十
六萬麻克を以て買収し、ネットガルトは三箇所を滿一百万麻克を以て購入せ
り。市營病院の需要及學校兒童に供給する朝食用牛乳の需要を、市營牧場の
生産を以て充足し得むが爲めに、牛乳生産業を充分細心經營せざるべからざ
りしなり。

多數の都市は、戰爭中自ら野菜及馬鈴薯の生産に従事せり、即ち、カッセルは一
九一五年度に於て百七十ヘクタール（一ヘクタールは略我が一丁二十五歩に當る）
の土地に馬鈴薯を栽培し、三一ヘクタールの土地に豆を植ゑたり、マンハイムは
二十四・五ヘクタールの土地に野菜の自作を試み、其面積は一九一六年に更に擴
張せられたり、何れの土地に於ても、自作の生産品を以て市場價格に影響を與
ふること可能なりき。

自作の外、都市は私人の經營事業を奨励して、食料品の貯藏額を増加するこ
とを得たり。都市が其区域内に在る休閒地を耕作して、市場に多量の野菜及

馬鈴薯を供給することを得るが如く、又他の方法に於ても同一の目的を達す
ることを得、即ち、其所有地又は他の者より其處理に委せられたる土地を其住
民中の貧困者階級に委せて耕作せしめ、或は更に都市自ら耕作又は肥料の補
助を爲し、種子又は菜草の支給を爲す等の方法に依りて、是等の者の補助を爲
すこと之なり。従つて此場合は、都市は市有地の賃貸人の地位に立つことあ
り、(アウグスブルグ、伯林等)或は委任を受けたる土地の仲介人たる地位に立つ
ことあり、(ポツダム、ドルトムント等)但し最も多くの場合には、此兩者の性質を兼
備す。

賃地の制度は最も圓滑に行はれたり、但し單純なる土地の委託のみを以て
しては、其能率極めて少なきこと明瞭となれり。最も適宜にして且根本的の
土地の利用法は、其の耕作をして多くは貧困なる賃借人の爲めに各種の方法
を講じて容易ならしむるに依りて到達し得べし、此場合に於て都市は屢特別
なる協會を直接執行機關として利用せり。此小耕作地利用法の結果は何れ

の土地に在りても可良にして、市民の食膳に供し得べき食料品の數量を増加したること決して尠少ならず。此制度が戦後も尙繼續して施行せらるべし、や否やは頗る疑問なり。大規模なる設備中の或る部分は、兎に角之を存続するの價值あるべく、永續的小庭園農地の施設及發達に對する端緒と爲り得べきものなり。

肉類及牛乳の私的生產を促進する方法としては、都市が公共團體として給せられたる飼料及都市行政上發生する庖厨殘物、並に市營屠殺場の廢物を農業生産者又は農業生産者組合に——是等の物を以て飼養したる畜類又は生産したる物は一定の條件の下に都市に給付すべき契約を締結して——給與する方法あり、此の如き給付契約は大多數の都市に於て締結せられたり、而して此契約は多く(伯林、プレスラウ、ヒルデスハイム、ウルム等)屠殺用豚を給付の客體とし、且牛乳の給付及一定數の乳牛維持を其負擔とせり。其他野菜、馬鈴薯等の物品の給付を供給契約の内容とすることあり。

飼料の缺乏の結果、一般人は市民の臺所より生ずる廢殘物に着目して、各地に於て——殊に帝國及各聯邦國の中央官廳の布告に於ても——其充分なる利用を要求獎勵せり、但し之れ、既に平時に於ても臺所殘物の大部分が——大ホテル、旅館、病院及類似の施設、其他私人の家庭より生ずる殘物——之を聚集して家畜飼養の用に充てられたる事實を看過せるものなり、且、是等の論者は直接なる戦時状態に依りて必要と爲れる方策と、戦後に於て再び興ることの豫見し得べき状態との間に區別を設けずして、一般に殘物の兩分と、特別の施設に依りて殘物を乾燥飼料と爲すべしと要求せるなり。一九一六年七月二十六日の聯邦參議院布告の發布以前既に庖厨殘物の聚集を行ひたる地に於ては、固より戦時中のみ使用せらるべき一時的設備を以て満足せり。エーベルフェルトの如き都市は、農夫をして殘物を聚集せしむる既存の制度を秩序的に擴張せり、是等の都市に於ては、殘物は或は各個の農夫の手に依り、或は農夫組合を通じて聚集運搬せらる、エッセン、プレスラウの如き市は、都市自ら之を聚集運搬す。

二二二
残物は斯の如くにして、農夫等の手を通じて中央貯蓄場に聚集せらる。其後に於て生の残物は更に加工して乾燥飼料と爲され、此乾燥飼料は或は供給契約に基き、或は自由契約に依りて販賣せらる。ケルンは機械製造會社フムボルトと結合し、スワットガルトは瓦斯會社と結合し、ストラーヌブルグはシャイロテンブルグに於ける三分制に倣ひて、各々大なる乾燥工場を設立したり。但し、一切の都市行政者が中央官廳の奨励に従ひたるにあらず、故に一九一六年七月二十六日の聯邦參議院布告は、中央官廳に四萬以上の人口を有する都市に對し、家主より用意せられたる残物を聚集し、帝國飼料會社に引渡すべき義務を負はしむるの權を附與したり。都市は此場合聚集運搬の費用を負擔すべく、其對價としては、帝國飼料會社より残物にて生産せられたる飼料の一定量を特價を以て購入するの權利あり、唯此方法を以てしては、其負擔費用の一部を補償し得るに過ぎざるなり。

戦初より都市の貯藏品作製の主要方法は食料品の買収なりき。動員の當

初に於て如何に此買収政策が行はれたるか、既に研究せるところなり。此活動は戦争の経過と俱に其範圍と價值とを増加したるも、最近に至りて其範圍を再び減縮せり、蓋し、獨逸帝國の中央購買管理會社 (die zentralen Einkaufs- und Bewirtschaftungsgesellschaft des Reiches) が買収事務——殊に國外に於ける——を引き受け、又は各種の物品の管理を一手に引き受けられたるなり。従つて此場合に於ける各種の買収所及分配所の設置は、從來の市町村の貯藏品の製作事業を中央の組織に歸せしめたるに他ならず。此経過は極めて緩漫に行はれたるが故に、市町村は長き間貯藏製作の困難——肉類の貯藏の如く、直接に聯邦參議院布告に依りて強制せらるるものもあり——を充分に玩味することを得たり。此場合に食料品の貯藏を最も容易ならしむる、生産者の手許に在る食料品の沒收又は差押の如き手段は、全然禁遏せらるるか、又は躊躇に躊躇を重ね、極めて斷片的に許容せられたり、従つて市町村は自由賣買の方法に依る外手段なかりしなり、即、市町村は其の住民保護の爲め、緊切缺くべからざる物品をも之

を賣却することを強制し得ず、其結果は最も有害なる價格の競争を生じ、都市の財政又は市民の家政を大に苦しめたり。其後漸くにして帝國政府は物品の調達に當り、中央購買組合 (Zentrale Einkaufsorganisation) を設けて都市の補助を爲したり。中央購買組合は其必要を充分満たすこと能はざりき、且同組合は當初に在りては、現今當該制度が主要輸入食料品に關して有する專賣權を有せざりき。中央食料貯蓄場の設置は、戰爭當初より最も力強く主張せられたり。之に依りて市町村相互間に於ける競争を避け、適宜なる分配を以て、適宜なる都市の救護を庶幾し得べかりしなり。有力なる大都市は、特別の購買員を設け、高價を支拂ひ、多量の物品を購入して、其住民の爲めに物資の調達を爲すことを得たるも、中都市又は小都市に於ては、此の如き能力なきが故に、其住民は大都市住民の享有し得べき物資に缺乏せざるを得ざりき。此點に於て購買の中央集權制は適當なる調和を爲したり。之を以て市町村の購買活動は殆ど止み、市町村は漸次増加し來れる多數の食料品に對し、其分配所たるに

至れり。自由賣買に委せられたる食料品は益々少數となり、且此等の物資は食料政策問題としては價値少なきものなり。

上述せる如き發達の未だ完からざる時に在りては、都市は食料品の購入に關し特殊の組織を構成したり、而して其場合の制度は極めて區々たり。例へばカッセルは都市購買制を設け、卸賣商人の手より都市に外國品を供給する任務を取りて自ら其衝に當り、唯卸賣商人をして此貨物分配の任に當らしめたり。フランクフルトは大商會を集めて薄弱なる目的團體を組織したり。此外に別に各都市及個人大商會を以て、又は各都市のみを以て鞏固なる團體發生し、後者に在りては其範圍頗る廣きものあり、最も古き制度はストラスブルグに於て設立せられたるストラスブルグ市と個人大商會との連合より成る組合あり、而して此制度を模倣せるものはスツットガルトの食料供給組合にして、此組合制度には都市の外に消費組合及各種の小商人の組合亦加擔す。此兩制度を模範として、一九一五年の夏及秋に於て、ミュンヘン、ゴールンベルヒ、

バムベルヒルに於て類似の組合構成せられたり、是等の組合は孰れも其範圍を都市に限定す。都市と私人商會は何れも其組合の財政及業務執行に干與し、有限責任會社の形式を採ることも同様なり。此種類の制度の外に——西南獨逸の都市に於ては最初の方法なり——大なる經濟區域に對する購買中央會 (Einkaufszentralen für größere geschlossene Wirtschaftsgebiete) の制度あり、此制度は主として市町村の組合なれども、中には私人團體、消費組合及商業組合の加入せるものもあり、其任務とするところは、大經濟區域の必要とする購買を集中し、其區域内の市町村及市町村團體は、此中央會の手を通じて、内國及外國自由市場に於ける購買を爲すか、又は此中央會に就きて購買を爲さざるべからず。此購買中央會の數は急激に増加せり、且漸次此制度の性質も亦變化せり。即ち中央會は中央行政廳より其區域内の食料品分配の任務を委任せられたり、例へば西南獨逸の諸市はマンハイムを以て帝國馬鈴薯廳 (Reichskartoffelstelle) の地方事務所と爲せるが如し。豆類、粉麥類の分配も此地方中央會に委任せら

れ、從つて其活動の重點は漸次購買より貨物の分配の方面に向へり。

(乙) 分配機關

貨物の購入に亞ぎて重要なものは、其分配に關する都市の任務なり。此方面に於ては正に正反對の傾向を示せり、即ち購入事務に於て都市の活動が漸次減退縮少せられたるに拘らず、分配事務に關しては、中央廳より益々新任務を委任せられたり、即ち貨物の公的生産の増加すると共に、都市は其地方的分配を委任せられたり。而して分配の機關は、分配せらるべき貨物の性質に遵ひて大に異なる。尙一般自由賣買に委せられたる貨物は、固より公共團體に依り生産せらるる貨物と別異の取扱を爲さざるべからず、此場合に於ては公的生産の程度が重要な定期的に生産せらるる貨物即ち穀物、重要食料品、其他の物は、繼續的に生産せらるる物即ち牛乳、牛乳製品、家畜、肉類製品、卵の類とは異なる分配方法を講せざるべからず、何者生産の繼續するものに在りては、收獲の動搖不斷なるが故なり。最後に、パン、粉類の如き住民の日常生活に消

費せらるる貨物の分配問題は所得の増加と共に其消費の増加する貨物即ち肉類、卵等の分配問題とは自ら異らざるを得ず、蓋し前者は生活の必需品にして其代償品無きものなればなり。穀類、粉類の如き其存在數量の明瞭にして、従つて其人口頭割も亦計算せられ得べき種類の貨物の分配が最も容易なるべきは疑を容れず。反之肉又は牛乳の生産の如く、存在飼料數量の多寡即ち季節等に依りて其數量の増減常ならざるものは、分配に最も困難なりとす、且各家庭の需要品は其社會的地位に依りて其種類を一にせず、従つて貨物の被消費能力の多少を大に勘考するの必要な事情あり。其結果富者階級の者は多方面に應用せらるべき上等品を得むとして極力努力せるも、他方貧者階級の者に在りては是等の物品を得むが爲めに、高價を支拂ふことを得ず。肉類は此種類の貨物の適例なり。多くの禁令を發布したるに拘らず、富者階級が多量の貨物を取得し、肉類、バター其他の貨物の買占めを爲し、従つて國營政策の破壊せらるるを防止するを得ざりき。然れ共此危険は、分配せるべき貨物

の數量の減少すると共に亦減少せり。分配機關の種類は、最高價格の決定せらるべき範圍に依る。公共團體の經營にかかる生産品に於けるが如く、生産より小賣に至る迄其價格及分配の規定せらるるものに在りては、何人を以て最後の分配機關と爲すか即ち都市自ら之に當るか又は小賣人を之に充つるかは無關係なり。特殊の消費者又は消費者組合に特典を與ふことは、價格又は品質に依りて一般公衆に特殊の便益を與ふると同様禁止せらる。但し、仲介機關の數を減少すれば、結局の消費價格を低下することを得ざるやの疑を生ずべし、然れ共都市は唯最後の機關即ち小賣に就きてのみ權力を及ぼし得べきに止まるが故に、大なる節儉は之を庶幾するを得ず。最高價格の決定なき貨物に就きては之と大に趣を異にす。是等の物には都市は其貯藏食料品を以て干與することを得、此際には分配の種類最も肝要なり。都市自ら其店舗に於て食料品の販賣を爲すに依りて、最も簡單且確實に價格上の影響を及ぼすことを得。此場合には需要に

應じて價格を決定することを得。若し都市が分配機關として商人を利用するときは、此目的を達すること一層困難なり。都市の貨物を一定價格を以て販賣すべしとの義務ありとするも現實に其義務の履行せらるべき保證なし。若し都市の生産品の價格が、商人自ら生産購入したる同種の物品の價格に比し低廉なるときは、市の生産品をも高價に賣却せむとする誘惑餘りに甚大なり。従つて斯の如き場合には、都市は都市の商品を販賣する商人に對し、他の方面より貨物を取すべからずとの禁令を發せざるを得ず。更に、都市の貨物の販賣が其數量に制限あり、又は特殊の階級の者に限りて販賣せらるべきものなるときは、特別の監督機關を設置するの必要あり。單純なる小賣商人の義務のみを以てしては、不充分なること何れの地に於ても明瞭となれり。小商人の販賣の場合に、内國品には最高價格を附し、外國品には之を附せざるか、又は一層高き價格を附して販賣せしめたる場合に於て、特に不良なる成績を呈せし、此場合には廉價なる方の貨物は、直ちに市場より消滅し高價

なる方のみ殘存せり。

公共團體により生産せらるる貨物の數は漸次増加し、同時に其經過は益々公の機關に依りて經營することの必要を主張する方向に進めり、最初は穀物及粉類のみなりしもの、亞いで飼料を加へ、一九一七年に至りては更に馬鈴薯肉類、バター加へられ、聯邦國に依りては、其外に尙、チーズ、卵等を算入せるものあり。都市に委任せられたる事務の範圍は、各種の食料品に依りて異り、殊に都市が公共團體なりや否やに依りて異る。茲に論述するところは、公共團體たる都市即ち大都會にのみ關するものなり。本書の目的の範圍内に於ては、唯主要なる食料品に關してのみにも、聯邦參議院布告に依りて如何なる地位が都市に與へられ、如何にして都市が其地位を充足したるかを叙説するは不可能なり、従つて本書に於ては唯選擇したる二三の物に限局して論叙せざるべからず。於是乎吾人は重要食料品の公的經營の最完最緻の例證として、穀物及粉類製造に對する都市の參加を選出し、餘白に於て、都市自ら自己の發意

に依りて活動を開始し、従つて其制定せる規律の最も特色を示せる穀物及粉類の分配方法を説くべし。

穀物及粉類の生産製造を集中的に組織することに對して起れる猛烈なる反對を一九一四年末に至りて鎮壓し、戦時穀物組合(Kriegsgetreidgesellschaft)の設立を可能ならしめたるは、他の機關と共に都市の力に負ふところ尠なからざるは疑なし、而して都市は戦時穀物組合に大に力を注ぎたり。都市は二千萬麻克の巨額に上る持分を引受け、伯林一都市のみにて既に四百萬麻克を引受けたり。本組合の設立に亞ぎて、一九一五年一月二十五日の彼の有名なる聯邦參議院布告發布せられ、穀物及粉類の全部差押を命令したり。同布告中に於て、公共團體に對し、其區域内に於ける貯藏品の消費を規律し、殊にパン屋、菓子屋及小賣人に粉類を分配するの義務を負はしめたり。消費を規律する爲に必要な規定を設け、殊に單位たるべきパン量を定め、臺所に於てパンを製造する事を禁止又は制限し、パン及粉類の販賣を規律し又は場所的に限制す

るの權あり。都市行政の著大なる功績の一として舉示せらるる都市の食料政策は、此根據の上に建設せらる。此方法に於ては貨物の必要な制限及平均せる分配を、二重の方法に於て保證することを得。此二つの目的はパン製造場及消費者の兩方面に於て達せられざるべからず。従つて都市は、自由にして管理を受けざる粉類販賣を禁じ、パン製造場には製造せらるべきパン粉の量を與へ、他方消費者に給せらるべき量を一定す、即ちパン切符(Brotkarte)を發布して、一切の消費者に均等の制限を爲し、以つて正當なる分配を保證す。是等の制度は何れも新制度にして、其執行には多數の人を要し、是等の人々は市民を名譽職に雇入るるに依りて之を充たすことを得たり、都市の區域は原則として各區に分たれ、各區に各委員會を設置し、其委員會はパン切符の分配を、或は伯林に於けるが如く直接各人に爲し、或は家屋所有者に爲す。例へば伯林に於ては百七十のパン切符委員會設置せられたり。既に是等の委員會にパン切符の小包を輸送することのみにて、最も大なる運輸事務を要す、而して

是等の委員會より切符を家主に送附す。斯の如くにして各區に於て取扱ふ切符の數は、三萬より八萬に達す。此の輸送は、一部分は賃銀を支拂ひて雇傭したる手傳人に依りて行はれ、一部分は多數の任意手傳人に依りて行はれ、其中には伯林に於ける學校兒童其多數を占む。家屋所有者は其送付を受けたる切符を各借家人に分配す。此分配は、最初は各週毎に行はれたり。其後間もなく月極め切符 (Monatskarte) 制度に遷移せり。パン切符中の一枚 (Brotkartenausschnitte) は、パン製造所に於てパン又は粉と交換せられたる後、パン委員會の手に復歸す。粉をパン製造人又は商人の手に引き渡す等の手續は、或は市參事會の中央會の手に依り、或はパン委員會自身の手依りて行はる。他の都市に於ては、パン切符の交附は、パン委員會の手を通じて、直接取得權利者に致さる。此場合に取立制度 (Erlösystem) を採用するに依りて、其手續最も簡單となる。消費者に對するパン及粉の引渡しは、此規律に依りて毫も變更することなし。各消費者は其の供給者の選擇に於て全く自由なり。從來分配に従事せ

る商店は、すべて尙引續きて分配に従事す。唯大商店の一部が排除せられたり、此場合には都市が其事業を繼續經營せり。

パン製造人に粉類の分配を爲すことは、多く粉類分配所 (Mehlverteilungsstelle) の手に於て行はれ、粉類分配所は、都市自ら管理者たる地位に立たざるときは、常に其需要を帝國穀物協會 (Reichsgetreidestelle) より取得し、其取得したる粉類を管理す。大都市の複雑なる關係ある場所に於ては、屢々中央とパン製造人との間、運輸機關として仲間商人を設けたり、例へば伯林はパン製造人にパン切符に類似せる證明書即ち粉切符 (mehlkarte) を交附し、此切符を所持する者は、其證明に相應する丈の粉量を仲間商人の許に於て取得することを得。而して此交附は切符の一部分を切り離し、之と引き換へに行はる。

穀物及粉類問題に付きて選擇採用せられたる制度は、他の食料品が更に公の管理に委せらるると共に、益々適用の範圍を廣めたり。各種の物品の取引の性質より必要と爲りし變遷を、各個の物に即きて論述することを得ず。是

等の食料品の他に、唯其一部分のみ法律上の規律を受くる物、又は一般的に一九一五年九月廿五日及十一月四日の聯邦參議院布告に依り、都市に與へられたる權限に依り、自らの發意を以て調節規定を制定し得る種類の物あり、是等の種類の貨物中には、特に牛乳とバターとを舉示すべし。

牛乳に就きて謂はむに、牛乳價格及牛乳消費規律に關する一九一五年十一月四日の聯邦參議院布告、兒童哺乳せる母及病人の特別看護に關する一九一五年十一月十一日の同院布告は、上述せる一九一五年九月廿五日の同院布告と共に、益々困難を呈せる市民の牛乳供給策に都市をして干與せしむるの根據を呈供せるものなり。既に是等の布告の發布せられざる以前に於て、二三の都市は自由協調の方法に依る牛乳中央大會を設けて、牛乳取引の統一的規律を設けむとせり、是等の端緒は後に至りて、上述せる諸布告が大なる法律上の權限を與へたる結果、自ら組織的に發展經營せられたり、此牛乳問題の公營化はストラスブルグに於て最も廣く行はれたり、同地に於ける發達の典型的

經過は之を簡單に謂へば次の如くなるべし。軍事行政の手段に依りて動員の時に私人の牛乳業は暫くの間其活動を停止せられ、牛乳の輸入全く杜絶するや、良かれ悪かれ牛乳輸入の任務を引受けて、都市の牛乳生産業の必要分量の大部分調達の途を開くは都市の任務たるに至れり。於是乎都市行政者は地方に於て牛乳契約 (Milchverträge) を締結し、更にバーゼルに於ける一般消費組合と、毎日六千乃至一萬五千立全需要の五分の一に該る供給の契約を締結し、此多量の牛乳を所有することによりて、私的牛乳業者を強制して一組合を構成せしむることを得たり。是に就て混合經營にて都市牛乳中央協會 (Städtische Milchzentrale) なる株式會社設立せられ、重要な牛乳商は皆都市と俱に此協會の會員と爲りぬ。中央協會は、此事業の經營組織並に小商人との連鎖を任務とし、牛乳の分配を組成し殊に貧困者階級の住居區域に特別の注意を拂ひたり。然れ共中央協會は日に増加する輸入減少額の補充を爲し、且其缺乏の爲生する牛乳價格の暴騰を防止することを得ざりき。遂に都市は一切

の牛乳販賣業を引受け、同時に牛乳切符 (Milchkarten) を發布して、牛乳の正當なる分配を爲し、最高價格の維持を圖らむと決心せり。全都市は幾多の牛乳區域に分割せられ、各區域に牛乳分配所を設置し、各需要者は此場所に於て牛乳の交附を受く。分配制度は斯く比較的容易に行はるも、毎日滿四萬立の牛乳を受取り精製し牛乳分配所に輸送するは、頗る困難なる事情なり。同時存在せる私人經營製酪工場にては不充分なりしかば、新精製場設立の必要あり、運送の爲に特別運輸車輛を作製し、同時に外國よりの牛乳輸入類夥しく減少したるが故に牛乳生産者と協同して、聚集及運送事務を合理的に規定し、牛乳を衛生的に搾取し生産の増加を企圖するの必要ありしなり。

斯くの如き包括的牛乳政策は、ストライズブルグの外、今日迄に於てヒルデスハイム之を遂行せり。此地に於ては都市理事者は市營牛乳所を開始して其完成を圖れり、而して市營牛乳所には近世的衛生上の設備を施し、牛乳業者及製酪所より供給せらるる牛乳に完全なる保全手段を講ずることを得。他

の都市に於ては、牛乳取引の規定は、唯多かれ少かれ其の一部分に關するに過ぎず。アウグスブルグ、ドルトムント、ブリスブルグ其他の都市に於ては各種の方法に於て、都市の牛乳輸入額の一部を、既存の製酪業の取得又は賃借を爲して其の管理の下に置き、市民間の産業を、或は商人の参加の下に或は之を参加せしめずして、市自身の牛乳販賣所に收容せり。他の都市に於ては、唯其市民中の一部分即ち兒童、病人及産婦等のみ注目せり、此場合に市の活動は、多少の程度上の差異はあれども牛乳供給問題に干係す、而して其最も便利なるは、伯林、ドレスデン等の都市に採用せられたる方法なり、此方法に依れば、上述せる如き種類の人は牛乳切符の配賦を受け、此切符を以て一定量の牛乳の支給を受く、即ち牛乳切符の所持人は、其毎日の必要量を牛乳小販賣業者に報知する權あり、小販賣業者は切符中に指定せられたる量に限りて牛乳を引渡す義務あり、且、切符を以て通知せられたる需要量の他に、尙餘分の處分し得べき牛乳の殘存せる場合に限りて、切符を持參せざる者に之を販賣すること

を得、反之、其所藏牛乳量を以てしては、其通知せられたる全部の需要を満たすこと能はざる場合に於ては、切符を以てする通知を拒絶することを得るものとす。此方法は、消費者と供給者との間に可及的干渉を避けむとするの趣意に出づ、乳質の如何に關しては全く干渉するところなし。同一の種類の人に対して、同様に牛乳切符の制度を採用したる都市にして、更に一步を進め、特別の牛乳分配所の制度を定め、牛乳に精製加工を爲して、唯に數量のみならず併せて其品質をも保全せんと欲したる都市あり。カッセル、ドレスブルグを其最たるものとす。

(丙) 分配事務の形式

分配制度の組成は、多くの場合に於て、分配せらるべき食料品の缺乏に依りて強制せられたるものなり。無制限の消費は之を許すことを得ず、従て其節制を圖るの必要あり。茲に起る二問題あり。貨物は最も迅速に、最も廉價に消費者に供給し、且最も公平に其間に分配せられざるべからず、従て經濟的弱

者の保護は分配制度の綱要たらざるべからず、而して此保護は頭割にて各家族に一定量を供給することに依りて到達することを得。此原則を遂行する方法としては、一定數量を表示する各種の切符又は切手制度あり、而して此制度は各都市により各種各様の方法にて應用研究せられたり。パン切符に亞いで、漸次バター切符、卵切符、砂糖切符、魚肉切符等あり。パン切符は他の切符の附加に依りて範圍を増大し、各種の切符を包有する帳面發行せらるるに至りぬ。但し此場合にも其形式は、分配せらるべき貨物の性質に適應せざるべからず。パン及粉類に在りては比率は永續的なるが故に、切符も亦長期間に至りて、例へば一箇月を期間として發行することを得。消費總量は貯藏總量に達せず。切符に記載せられたる量は、一定の期間内に何時にても消費者之を請求することを得、換言すれば其切符に一定數量の取得權附着せるものなり、従つてパン切符は普通人の稱ふるが如く持參人拂切符 (Berechtigungskarte) なり。既に上述せる如く、穀物、粉類其他之に類似せる貨物の外に、週期的と謂ふには

あらずして、継続的なれども其生産數量に於て増減の絶へざる第二種の貨物あり、是等の品物の分配に關しては二つの方法あり、即ち一定の最高限を附せる切符か、又は一定量の記載なき切符か發行せられたり。後者に在りては、取得せらるべき數量は比較的短期間即ち一週間又は二週間毎に公告せられ、以て處分せらるべき貯藏品に適合せしめらる。週期的分配に必要な數量は此方法を應用するに當りては、常に市町村の手中に藏置し、各消費者に對し其割宛數量を給與することを得ざるべからず。

一定の最高限を附したる切符——最初南獨逸諸國に於て行はれたるバター切符、魚肉切符及伯林に於けるバター切符は此類なり——は、唯消費を制限するの目的を有す、即ち調節は只最高量の限定に依りてのみ行はる、而して消費者に對し其數量丈は必ず供給せらるべしと謂ふ保證を與ふることなし。充分なる調節手段を講ずるが爲には、其存在數量を正確に知ること能はざるか、又は生産が其切符制度の施行せらるる地方の需要を満たして餘りある場合に於て、

應用せらるべき補助手段たるに過ぎず。例へばヴュルテムベルヒ及バイエルンに於ては、其地方のバター及チーズの需要を満たして餘りあるが故に、多數のバター及チーズを北方に輸送せり。此切符制度は大なる弊害を伴ふ、蓋し貨物に對する競争取得を惹起するが故なり。富者は其切符を極度迄利用し、且之を超へて貧者よりして其切符を買收せむと欲す、生産の減少するに及びては、此切符制度は店舗の前に人山を築かしむ。貨物の公平なる分配は全く之を庶幾するを得ず。貧者階級の者にとりては、其切符に指定せられたる食料品の數量中の一部分のみを取得し得べきが故に、極めて不利益なり。一定最高額を表示せる切符の最大なる缺點は、従つて貨物が其使用せらるる場所に存在せず、其結果貨物の現はれ又は存在すと推定せらるる場所に向つて、人の集團突進するに至るの點に在りと謂ふべし。一定の數量を表示せざる切符は、此惡結果を排除することを得。此切符は可動性を有す、即ち、行政當路者は何時にても隨意に任意の分量を數を以て一定せられたる切符と引換へに配賦

することを得るものなり、唯食料切符中の一札 (Abschnitt) を以てすれば分配せらるべき食料品の一定の數量と、交換すべきことのみを印刷を以て表示せり。此場合に於て、都市が此分量を實際の貯藏に適應せしめ、各個消費者が其割當部分を取得すべき様注意すること最も肝要なり、而して各個の場合に、切符の一枚を以て取得し得べき貨物數量は、其度毎に布告を以て之を定む。各個の取得権利者は、配賦せられたる分量は必ず取得し得べきことを知るが故に、此制度を以てすれば、店舗の前に人山を築くの虞あることなし。同時に此切符制度は、簡易明瞭なるの利益あり。消費者はパン切符の外には、唯一種類の食料品切符を所有すれば足るが故に、各種の食料品切符幅轉するの煩を避くることを得。上述せる兩制度の中間に位するものは、一律に最高限を確定せずして時に依りて變化するものとした、ただ其最高限に相應する數量の食料品の存在は之を保證せずと謂ふ意味に於て、最高限付切符を發行する制度なり。此制度は、確定最高限付切符制度と全然同一の缺點あり。

切符制度施行の目的は、物資の公平分配にあり、然れども物資の迅速圓滑なる配賦を庶幾せむが爲には、尙他の方法手段を要す。拂底せる物資に就きて之を貯藏し、此貯藏品に多數の買主を集中せしむるを以て足れりとすべからず、此方法が如何なる惡結果を將來するかは、最近に於ける店舗前の驚くべき買主の集團之を證して餘りあり。従つて都市は間も無く買主の區分を目的とせる他制度を採用して、分配切符制度を補完するの必要を感せり。此方法として最も賞讃を博したるは華客臺帳 (Kundenliste) の制度なり、此華客臺帳によりて買主を、一定の店舗又は命令を以て定められたる一定區劃内の店舗に割當し、其範圍内に於て買主は供給者の自由選擇を爲すことを得。供給者の自由選擇を認むる場合には、大規模にして供給能力豊なる、且人氣好き店舗は最も利益を享け、華客臺帳の制度あるも尙以前と同じく其店前に人山を築くの景況を呈すべし。此弊は華客臺帳に順番強制 (Nummerzwang) を附し、其順番に従つて別々の時間又は別々の日に物資の購入を爲すべきことを定むるに依り

て之を避くることを得べし。但し若し此制度を採用するときには、分配日に於て最後日順番に該る者は貯藏品の不足の爲何物をも得ること能はざることあるの弊を生すべし、但し此場合には次の供給日に於て第一番の順位を得べきが故に之を待つの外道なし、此方法に依りて或る程度の調節を爲し得べし。貯藏量の急速に變化する物品に在りては、第一番の利益は之を否定するを得ず。是等一切の弊害は、最近幾箇月ドレスデンに於て實行せらるるが如き前注文 (Vorbestellung) の制を採用するに依りて防止し得べし、蓋し此制度は先づ消費せらるべき場所と數量とを確定し、而して後之を處理配賦するを正當とすとの考より出發せるものなり。ドレスデンに於ては、華客は其供給者に毎週バターと肉との必要量を通知し、乾燥豌豆、莢豆、米、穀粉、麥粒、捏粉の必要量は毎月之を通知せざるべからず。多くの物資は市町村のみ之を所有し、又は確知せられたる數量に於て定期的に之を取得す。是等の場合に在りては貨物の規則的分配は簡單なり、尙數量の動搖漸へざる物品例へば、バター、肉類の如きに

在りても、此制度は實行せられたり。各週間毎に如何なる數量を分配し得べきか、如何なる數量の注文ありしかを中央協會に報告せざるべからず、然る後一人に割宛量決定せられ、廣告せらる、即ち注文は處分し得べき數量迄減却せらる。ドレスデンに於ける經驗は、前注文の制度を採用するときには、一切の困難の消滅することを示せり。時としては二度の手間を必要とすることあるも、店舗前に於て待つ煩勞を節し得べき此制度が、都市に依りて、廣大なる範圍に於て應用せられざりし事實を見て、人々は必ず奇異の思を爲すべし、然れどもこれ買主が假構的なる過大の數量を報告し、以て可及的多量の分配に與らむと欲するに至らむことを慮りたるより出でたるものなり。但し此濫用一般的に行はるるに至れば、其の救済は自ら行はるべし。其他都市は家族人數及従前の消費量を標準として、不要の過大なる注文量を減削する方法なきにあらず。

(丁) 不當價格に對する消費者の保護

戦初より最近に至る迄、最高價格の確定なる一本槍を以て、食料品の價格に干渉せむとしたる都市の政策は、其如何に經濟事情に關する了解の乏しきをを證するものなり。然れ共一般社會狀態の混沌たる當時に於ては、其干渉に對し尙幾分の理由なきに非ず、當時に於ては貯藏品の缺乏するに非ず、唯一般の大恐慌ありて、これに乗ずる商人の利得慾ありしに過ぎず、故に其當時に於て最高額限定制度を採りしは、商人の利得慾を速に征服するが爲には、他の方法無かりしとの辯解無きにあらず、多量の貨物を購入して市場を支配せむことは殆ど不可能なり、蓋し外國よりの供給の途は全く絶え、大商人の手を通じて都市に物品を供給せしむるは特殊人の射利心に代へて一般人の射利心を以てするに過ぎず。最高價格の確定は固より諸所に於て購買人に或る保護を與へたり。此點は之を疑ふべからず。恐慌既に去りたる後に於ても、長く多數の都市が最高價格の確定の外何等の方策を知らざりしに至りては、洵に怪むべし。物貨の價格低きに過ぐれば、買主の保護を全ふせむが爲には物

價低きこと必要なり。貨物を地方市場に驅逐するに至る、而して都市の最高價格確定權は地方市場に及ばず、遂に各個の都市に於ける商人のポイコトを惹起せり。若し此際に於て都市が充分なる貯藏品を作製して、最高價格決定に力を附與するの決心を爲さざるときは、最も困難を感ずるものは都市と其住民なり、唯兩方面の緊密なる關係は漸次に都市理事者の了解する所となれり。然れ共帝國の制度に於ても其結果決して良好なりしにあらず、其視面の證左は馬鈴薯に對する最高價格の確定制度なり。

都市が最高價格を決定し得るは、唯價格が漸次昂騰の勢に在る場合に限る、然るに價格の昂騰は其物資の缺乏を推定せしむる可成的確なる證據なり。物資を得むと焦慮するに當りては、買主は其要求せらるるままの價格を支拂ふべく、其結果は最高價格を維持せむとする念慮が買主に於ても賣主に於ても稀薄と爲るを免れず、従つて最高價格制の徹底は不可能となれり、各都市が最高價格を定めたる物資は、唯其都市に於て拂底せるのみに非ず、同一の經濟

區域に屬する他の都市に於ても同様の狀況に在り、即ち諸都市は同一物資に即き相互に競争の地位に立ち、一都市の最高價格は他の都市の蹂躪するところとなる。斯くの如くにして一般に最高價格の決定を廢棄せる都市少からず、蓋し最高價格制は物價を最高價格迄引き上げ、其消費を貧民階級より全然排斥するの效力確實なるに過ぎざればなり。

都市は唯其地方の最高價格を決定し得るに過ぎず。大多數の物資は外部より入り來るが故に、最高價格制の適用を受くるものは其地方の小賣商人に止まる、而してこは價格の作製に關しては全然無意義なり。小賣商人は卸賣商人の指定したる價格に左右せられざるを得ず、若し之に従はざれば何等の物資をも取得するを得ず。公定最高價格を蹂躪すれば罰せらるるも告訴する者無きことあり得べし、但、小賣商人が何等の物資を購入し得ざる危険よりも、訴追せらるるの危険を選ぶべきは疑を容れず。或は小商人は價格は市場に相應して定めたるも、唯其餘の商業利得を取得せるに過ぎずとの口實も無

きに非ず。従て公に都市に依りて最高價格を決定するの制度は極めて悪結果に終れり。都市自身の供給したる貨物の取引に關して最高價格を決定する制度は、固より別に之を批判せざるべからず、蓋し此場合には其事情を全く正反對にすればなり、此際には物資の貯藏品は現存し都市自身之を所有す。是等の貨物に對する最高價格の決定は貨物を引き付けむとするの目的を以て爲されたるにあらずして、之を配賦せむとする階級に供給し、其財力の及ぶ範圍内に置かむとする他の趣意を以て制定せられたるに過ぎず、之と同時に、相當量の存在する貨物に關しては、都市が相應の價格を決定して、以て一般價格の調節を圖らざるべからずとの第二原則の適用を見るに至る。従つて私人たる商人との間に競争を醸成す。此方法を採用せる都市の成績は何れも好結果を示し、殊に貨物の販賣の爲に都市自ら營業所を經營するか、又は嚴重なる支配の下に置き、濫用防止の爲にはあらゆる監督手段を講じて私人をして販賣の任に當らしめたる場合に於て成績優秀なり。これ其廣狹の如何に

關せず多數の都市より報告せられたるところなり、而して其恒に前提要件とするところは、都市が充分の貯藏品を保有して、市場價格を支配するの實力を有することなり。價格の低減又は一定の標準價格に物價を維持せしめむとする政策が、大都市に於けるよりも小都市に於て容易なりしこと勿論なり。大都市に於て一般の價格調節を企及し得ざりし場合に於ても、市營販賣所の周圍若干の範圍内に於て、一般よりも價格低廉なる地域を作成し得たるの效果は争ふべからず、従つて市民は直接市營販賣所より物品を購入する場合に利益を享くるのみならず、他の私商人より購賣する場合にも其利益を受けたりしなり。市の負擔となるべき市營販賣所の缺損は、其保護の下に購買する住民の幾層倍の節約之を補ふて餘りありと謂ふべし。

特種なる最高價格制は市町村の任意發案より出でずして、聯邦參議院布告又は各聯邦國政府の命令に依る法定義務の結果として發生する最高額の決定なり。是等の命令中に包含せられたる貨物の數は、公營販賣に附せらるる

貨物數の増加すると俱に増加せり。市町村が其地區の價格を決定するに當りては、一定の自由裁量の餘地を存することを通常とし、市町村が此自由裁量權を濫用せること少しとせず。例へばカルウエールの月々の食料品價額統計に依れば、一九一五年十二月に於ける獨逸の二百都市の麥粉價格は一畝に付き三十より八十ペンニヒ（一ペンニヒは約五厘）の間を上下し、一九一六年三月に於ては二十六より六十ペンニヒとなり、同一の時期に於けるパンの價格は一畝二十六より五十ペンニヒなり、斯の如き最高價格の相違は、之を是認することを得ず、何者、生産最高價格は帝國の東部と西部とに於て一噸二十八麻、従つて一畝に付き僅々二八ペンニヒの差額を示すに止まればなり。此點は、尙一九一六年二月に於ける獨逸製麵業及製菓業中央組合の獨逸各都市及地方に於ける粉類及パンの價格に關する報告に依りても明瞭なり、之に依れば二百三十の都市町村及最高價格區域（Höchstpreisbezirke）に於て麥粉に關する公定最高價格は一畝に付き二十九五より四十四ペンニヒの間、パンに對しては三

十より五十八ペンニヒの間を上下せり、六十四の市町村及町村組合に於ては、パンの価格は〇二以上八ペンニヒ迄麥粉の價より高く、二十五の地にては兩者は全く價格相等しく、百四十四の市町村及公共團體に在りてはパン價の方〇五以上二十一・二五ペンニヒ迄粉價より高し。平時には一軒に付き二乃至四ペンニヒ丈けパンの方高價なること原則なり。然るに此統計は全く之と反對に驚くべき差額を生じ、而かもパンの廉價となれるの事實を示せり。これ製麵業者の利益の爲に、市町村に依り最要食料品の不健全なる騰貴を發生せることを意味し、市町村がパンの最高價格を確定するに當り、其社會上の任務を自覺せざりしを證明するものなり。

同様の経過は他の食料品の價格の決定に就きても觀得らるべし。高き價格を公定するの動機は、小産業又は小商人の利益を保護すると共に餘剰を生ぜしめ、以て他の物品に於て生じたる避くべからざる損失を填補し、或は食料政策以外の目的に使用せらるべき資金を取得せむと欲する點に在り。

最高價格の決定の他に、自由市場に於ける價格の監督も、市町村の重要任務の一となれり。一九一五年九月二十五日の聯邦參議院布告に依りて一萬以上の住民を有する市町村は、價格検査會(Preisprüfungsstelle)を設置するの義務を負はしめられたり。人口一萬未満の市町村に於ても之を設置することを得且、各聯邦國中央官廳は是等の市町村にも價格検査會の設置を命ずるの權あり、現にサクソニーに於ては、主として工業に従事する住民より成る一切の市町村に其設置を命令せり。價格検査會は一人の座長と數人の議員より成立し、座長は市町村又は公共團體より任命せられ、上級行政廳の認可を受くることを要し、議員は其半數は生産者及大小商人中より選出し、他の半數は直接の利害關係なき鑑定人及消費者中より選定せらるべきものとす、其任務は極めて重大なり。價格検査所は其地方の事情に相當なる價格を發見し、必需食料品の取引の監督、並に最高價格の規定の違反行爲の訴追に關して管轄官廳の保護を爲し、價格の適當なりや否やに關して裁判所又は行政廳の爲に鑑定を

爲し、且價格の發展及其原因に關し住民に説明する場合に管轄官署の扶助を爲すの任務を有す。其任務の遂行を容易ならしめむが爲に、聯邦參議院布告は價格検査所に強大なる權を附與せり、即ち價格検査所は、小賣商人に價格表の揭示を命じ、價格の作製に重要な一切の事實の説明を各人に求め、貨物の製造、貯藏、販賣せらるる場所を踏査し之を檢閲し、書類殊に契約書の提出を要求し、之を審査し、其地域内に在る證人及鑑定人を議長の手許に於て補助として聽聞するの權あり。此新事務は新機關に依つて最も熱心に執掌せられたり、且、出來得べき限りに於て住民を異常なる價格騰貴の災厄より救濟せむと努力せることは争ふべからず、其活動の大部分は各種の物貨の價格を決定するに當り、市町村理事者と協議するにありき、但し價格の適當なりや否やに關し、警察裁判所及行政廳の爲に鑑定役を務めたることも決して少からず、而して此事業は價格検査所の爲に極めて多量の事務を供給したるも、其効果は殆ど見るに足るべきものなかりき。商人及生産者側に於ける申告價格の調

査、價格決定の一動機としての市場狀況の検査、通常の商人利得の範圍等は夫れ自身に多數の争點を包藏し、其結果一方に於ける利益關係人即ち生産者等と、他方に於ける利益關係人即ち消費者との間に、甚しき争論を惹起せずしては止む能はざりき。これ以上の弊害は、地區的検査所として其検査所が小賣價格を追及するに當つては、忽ち其權限の境界に到達することなり。大多數の場合には、小商人は其所得利益額は極めて僅少にして、其地區以外に於て卸商人より高價に物品の仕入を爲したることを證明することを得。此證明あれば、検査所の活動はそれ以上に及ぶこと能はず、唯、其事件を管轄検査所に通牒することを得るに止まる。斯の如く、屢活動が不結果に終りたる爲、當初に於ては非常の熱心を以て事務に執掌したる議員も、間もなく之を抛擲するに至りぬ、而して之に代りて表はるるものは、懈怠を重ねる懷疑的思想にして、其思想は検査所が活動するに當り、國家官廳又は裁判所の補助を受くること益々尠なきに及びて、愈旺と爲りぬ。良心無くあらゆる手段を講じて、勞働せる

商人階級者に對する不斷の小争闘も、若し之を以て食料品市場に於ける價格状態に於て事實上相當の改良を遂行し得たらむには、尙、名譽職員の努力を永久に繋ぐことを得たりしならむ。

價格の監督手段として尙述ぶべきものに次の如き小手段あり、曰く價格揭示、曰く適當價格の公示、曰く卸賣商人の價格検査所に對する定價表呈出、貧困階級者の特別保護を期圖せむが爲めに、都市に自製品の價格に差等を附したり。例へばボン市は其住民を三階級に別ち、第一階級に屬するものは帝國の扶助を受け、且、貧民救濟法に依り保護せらるる出征軍人家族にして、第二階級に屬するものは、兒童數に依りて三千馬克より六千馬克迄の所得ある家族、第三階級に屬するものは其爾餘の家族なり。各個の貨物に付き各階級に應じて價格を評定し、且、何れの場合に於ても其價格は購入價格に超過すること無からしむ。ボンに於けると同様に、ブレイメル、ハーフェン、ブレイメン、ドレスデン、ハルレ等の諸市に於ても、斯の如き價格の區別は、所得額を標準として爲さ

れたり、而して此場合に於て各の物貨の最低價額は、其所得にて衣食せらるべき家族數に依るものとせり。此都市の政策は寔に健全なる社會政策に適合せり。平時に於ても既に唯最小生活費を收得せるに止まれる階級の者は各種食料品の驚くべき騰貴に該りて、全く榮養不良の危険に暴露せらる。従つて可及的廉價を以て食料品の支給を企圖するの必要あり、比較的の富者階級に在りては此必要存せず。富者階級が貧者階級に比して高價を支拂ふべきことに付きては何等正當の抗辯なし、但し、二三の都市に於ては一般的に、其他の都市に於ては特殊の食料品を限りて、市産食料品の支給を富者階級に拒絶するは誤謬なり。富者階級と雖何等の保護無くして私商人の射倖暴利の巷に放置せらるるの危険より救濟せられむことを要求するの權あり。

(戊) 國民榮養

吾人は上章に於て戰初より出征軍人家族及失業者の保護に關し物資の供給市營賄所又は市の補助を受くる賄所の給與を含む事業が、如何なる役目を

演じたるかを研究叙述せり。仲間機關の排除は最も適當の制度にして、出費を節約し同時に被扶助者に對し、彼れ自身が同額金員を以て調達し得べきものよりも、良好にして且内容富豊なる食料品を支給することを得たり。故に各都市は戰時國民賄所 (Kriegsvolksküchen) に於て、組織的に國民榮養の制度を採用し、必要の増加と俱に之を擴張せり、例へばドレスデンに於ては、各種の私立團體と協合して設立せられたる市營戰時扶助制度中の一委員會として國民榮養委員會 (Ausschup für Volksküchen) を設け、此委員會は學校、旅館及飲食店等に於て救済を必要とする出征軍人家族及失業者の爲に榮養所を設立せり。同様の方法を採用せるものにニュールンベルヒ、ハムブルグ等あり。是等の賄所には或は全く市の營造物として市の經營管理するものあり、或は私人の設立經營に委せ市は唯之に華客を指定し、且補助金の支給又は場所の附與等の方法に依りて扶助干與するものあり、而して後者に在りては原則として一定の權力を留保するか、少くとも賄執行上の管理權だけは之を留保せり。既に

戰前に於て存在せる國民賄所 (Volksküchen) に、戰時賄所の制度を附加したる場合に於ては、其の利用には不快なる副食物として慈善汁 (Armenstuppe) の惡臭食膳に附隨するを免れざりき。何者、以前の國民賄所は恒に慈善的施設にして、救貧協會 (Armenverein) 及救貧行政 (Armenverwaltung) と緊密不離の關係を持續せるものなればなり。本來の意味に於ける國民賄所なるものは、戰前に於ては獨逸の都市に於ては殆ど存在せざりしなり。

戰後直に制定せられたる國民賄所は急切なる必要に迫られて極めて短時間内に成立せり、而して其目的とするところは大多數の失業者及參戰者の家族の扶助を爲すに在り。其施設は當初に在りては缺陷極めて多く、賄所の興ふる食物の如きも批難少なからざりき。慈善的施設殊に救貧的賄所に對する勞働者の反感を願れば、勞働狀況の良好に赴くと共に賄所の華客大に減せるの事實は毫も怪むに足らず、蓋し勞働者は自己の庖厨に於ける食物の方を好める也、其後食料品の驚くべき價格騰貴を生じ、物資の拂底を來せるに及び

て、賄所の來訪再び盛となりぬ。物資に缺乏を感じる者の數は漸次増加したり、但し國民賄所は其主務としては、是等の困窮者に食物を販賣するのみならず、大多數の都市に於ては、唯市より發行する購買券(Bezugschein)を有する者にも販賣し、他の都市に於ては、其他の貧困者に對しても、賄所の利用を許したり、但し、後の場合に於ても、賄所の主要事務は特殊の困窮者、換言すれば都市の扶助を受くる出征軍人家族又は失業者を扶助する點に存したり。第三種類の都市に在りては、賄所の利用を最初より公開し、何等の審査を爲すことなし、此種類の賄所が最も繁昌したるは言ふ迄も無し。

獨逸に於ける極めて不良なる食料品状態の變遷は、國民榮養の問題を他の方面より觀察するの必要を生じたり。當今に於て救済を必要とするものは、管に労働者階級之と類似の社會地位に立つ者、小生産者及小商人のみならず、中産階級者も亦物價騰貴の脅威を感じる甚しきに至りぬ。かてて加へて食料品調節の大なる困難發生せり、成長せる子供又は親戚等にして細君の補助

を爲さざりせば、物資の購入を爲し家計を維持する事全く不可能なりき。若し細君が生産業に従事せる場合、而して此場合は漸次其數を増加せり、には彼女の境遇は全く絶望的なり、蓋し彼女は其家族の必要食料品を各々少量宛買ひ集めむが爲めに長時間店舗前に佇立するの餘裕なければなり。最後に此社會政策的見地に附加せるものは、戰時經濟的見地なり。人々が公衆榮養(Massenkeisung)問題として云爲せるところは、其實食料品の利用方法の改善に依る既存貯藏品の擴張及公平なる分配に外ならざりしなり。斯くの如くにして社會政策的及戰時經濟的動機は、合同一致して本年(一九一七年)初半期に於て、公衆榮養に關し一般公衆の注目を惹くに至れり、若し大多數の公衆を統一的に榮養せむと欲すれば、各所に新制度を確立するの必要あり、而して其新制度の負擔者としては、唯市町村あるのみなり、何者重要食料品の調節は市町村の掌中に握有するところにして、且、各種の手段を講ずれば生産方面に於て貯藏品を増加することを得ればなり。最近に至りては各所に於て市町村

が——單に大都市に於てのみならず、中都市に於ても——最も熱心に且大規模に此新任務の執行に着手せるを見る。

上述せる如き發展の経路は、ハムブルクに於ける住民榮養政策の歴史を一瞥すれば最も明瞭なり。戰時賄所の制度は此都市に於ては戰争の當初より存在せり。夥多なる失業者數の發生は其制度を醸成せるなり。全都市は賄所の網を以て蓋はれ、是等の賄所に於て食物を調理し、十二時より二時の間に於て對價と引換へに之を交付す。賄所はハムブルク戰時救濟會中の榮養委員會の管轄下に立つ。經營は統一的に規定せらる、一切の賄所は同一の献立表に従ひて調理し、同一分量を同時に且同一價格に於て食物を販賣す、而して販賣は何人に對しても其困窮の如何を問はず之を爲す。食物の價格に關しては一食分十五ペンニヒとして以て作製し得る程度の食物と爲せり。購求者の數は頗る多數に上り、一九一四年九月に於て成年者に對する食膳三十一萬八千七百十人分、兒童に對する食膳五萬八千七百一十一人分を販賣せるに徴し

て之を知るべし、其後需要數を減じ、一九一五年一月に於て最低度に達し、成年者の分十七萬八千、兒童の分五萬八千七百一十一を販賣せるに過ぎざりき、而して此後は再び漸次需要増加の趨勢を示したり、賄所の華客たる者は單に失業者に止まらず、住民中各種の職業及階級より生ぜる貧困者の一切に及べり。一九一六年六月の最後の週に於ては、賄所より食物の供給を受くる者、毎日十六萬五千人に達し、全人口の五分の一乃至六分の一に相當す。食料品價格の騰貴は、其價格を生産價格 (Selbstkostenpreis) より補助價格 (Zuschlagewährung) に推移せしめたり。生産費用と販賣價格との差額一食分に付き二十ペンニヒはハムブルク戰時救濟會の負擔に歸せしめ、其大部分は更に國庫の補給金により補償するものとせり。一箇月の最高補助額は六十五萬麻克なり。

住民の大部分を引付け、國民賄所に對する嫌惡の情を去るが爲めに、ハムブルクの戰時賄所は當初より労働組合と協同活動せり。労働組合中より選出せられたる二人の委員は榮養委員會に加はり、且殆んど各個の賄所に付きて

労働組合の婦人組合員名譽職的に活動せり、労働組合の主権にかかる公開講演は、住民をして戦時賄所の利用は、最も良く栄養不良の危険食料品暴騰の影響を防止するの效用あることを確信せしむるに與つて有力なりき。同時に華客の名譽心を毀損するが如き點は、勉めて之を除却せり。食料は心地良き場所に於て給せられ、經營には可及的華客をして長時間待たしめざること、を期せり、又食品は多くの場合持ち去られたるも、其場所に於て飲食するの設備も之を設けたり、即ち、ハンブルグの方法は、飲食賄所と販賣賄所とを合同包含する地域的賄所の組織を採れるものなり。

利用者の範圍を擴張し、且、既存貯藏品の増加と云ふ戦時經濟的目的を附加したるが爲に、公衆榮養所の設立に際しては、頗る多數の問題を生じ、此問題に對する各都市の解答は、區々別々なり。例へば、柏林ケルンが、中央賄所(Neutra-Irkichen)を設立し、同時に幾多の販賣所(Abschsellon)を設くる組織を採用せるに反し、ハンブルグ、フランクフルト等の都市は、幾個の地域的賄所(Beirskirchen)を

設くるの組織を採れり。中央賄所の組織に依るときは、一切の補助機械(釜等)を充分に利用することを得るが故に、生産費用を低廉ならしむるの利益あり、而して其主要なる不利益は、生産食料品が劃一的に偏して、人の嗜好に應ずる能はざる點にあり。第二の問題は、賄所は、單に食料品を販賣するのみならず、之を消費すべき施設をも爲すべきや否やの問題なり。更に考慮すべきは、如何なる範圍迄食物が持ち運び得らるべき乎の點なり。利用者の範圍の擴大は、都市を強制して、統一的賄所(Einheitsküche)制を採るか、又は國民賄所と中産賄所(Volks- und Mittelstandsküche)との制を採るかの問題を解決せしめたり、但し、此對立は正確に非ず。茲に問題と爲るは、社會上の階級的區別にあらず、此區別は固より本問題に關しては無意味にして、唯、利用者の經濟的給付能力の差等を斟酌するの必要あるのみ。一部分の労働者は、平時に於ける中産階級者の所得より遙に多額の利得あり、是等の労働者中には固より高級賄所の華客たるを適當とするもの少なからず。最後に重要な問題は、食品の販賣價格

を生産費と同一ならしむべきか、又はそれ以下となすべきかの點なり、本問題の解決は食料品價格の高下及統一的賄所の制度を採用せりや否やに至大の關係あり。食品給與を食料品切符 (Lebensmittelkarten) 中に加算するに付きても多大の困難あり。加算程度嚴に過ぐれば脅威的結果を生じ、緩に過ぐれば貯藏品節儉なる戰時經濟上の目的を到達し得ざるに至る。吾人は唯本論に於ては其輪廓を示すに止まる、蓋し是等諸問題の解決を詳述せむことは本編の目的とするところにあらざればなり。

吾人論述の目的は戰時救護事業に關する市町村の活動を述べ、其重要なる方面を説明するに在り。完全なる解説は之を期すべからず、與へられたる紙面餘りに狭少なればなり、然れ共戰爭の結果は著しく市町村事業の増加と擴張とを生じたりとの原則は、不完全ながら之を説明し得たりと信ず、同時に本論を通讀して明瞭となるべきは、自由にして且強大なる權限を與へられたる自治行政の圖るべからざる價值あること之なり、斯くて市町村が國民生活中

に得たる新しき地位は、戰後と雖消滅することなかるべく、又消滅するを得ざるべし、而してこれ獨逸國民の運命と離るべからざる關係を有する都市自治行政の今後の發展に對し、唯一なる出發點を構成するものと謂はざるべからず。

地方行政資料終

大正九年二月二十日印刷
大正九年二月二十三日發行

內務省地方局

印刷者 西脇嘉市

東京市京橋區北橫町九番地

印刷所 一成社

東京市京橋區北橫町八番地

電話京橋八一三番

326

211

終

